鑑　定　業　務　規　程

平 成 ２１ 年 １０ 月

日　本　消　防　検　定　協　会

鑑定業務規程

平成２１年１０月２８日制定

目　次

第１章　総則（第１条～第３条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第２章　試験及び鑑定業務
　第１節　型式鑑定試験（第４条～第１０条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　第２節　型式変更鑑定試験（第１１条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

第３章　個別鑑定（第１２条～第２２条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

第４章　軽微変更（第２３条～第２４条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

第５章　雑則（第２５条～第３６条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第６章　個別鑑定時の不正行為等に対する措置（第３７条～第４０条）・・・・・１９

附　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、日本消防検定協会業務方法書第２４条の規定に基づき日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う鑑定業務のうち、次条に掲げる消防の用に供する機械器具等（以下「消防用機器等」という。）に関する業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象消防用機器等）

第２条　鑑定は、次の各号に掲げる消防用機器等に応じて、当該各号に掲げる法令等で定める消防用機器等に係る技術上の基準に基づき行うものとする。

(1) エアゾール式簡易消火具　エアゾール式簡易消火具を定める件（昭和５７年消防庁告示第６号）及びエアゾール式簡易消火具鑑定基準（エアゾール式簡易消火具の告示の施行について（昭和５７年消防予第２５６号）別添）

(2) 住宅用スプリンクラー設備　住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン（住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて（平成３年消防予第５３号）別添１）

(3) 住宅用防災警報器及び補助警報装置　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成１７年総務省令第１１号）

(4) 定温式住宅用火災警報器　定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン（台所等における住警器等の設置・維持の指導要領及び定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドラインについて（平成１７年消防安第１７号）別添）

(5) 外部試験器　外部試験器の基準（自動火災報知設備の遠隔試験機能に係る外部試験器の取扱いについて（平成８年消防予第１０５号）別添１）

(6) 放火監視機器　放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン（放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について（平成１７年消防予第７２号）別添）

(7) ２号消火栓又は補助散水栓　２号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る評価基準（２号消火栓及び補助散水栓の操作性等に係る総合的評価について（昭和６３年消防予第４６号）別添１）

(8) 易操作性１号消火栓　易操作性１号消火栓の操作性等に係る評価基準（１号消火栓の取扱いについて（平成８年消防予第２５４号）別添）

(9) パッケージ型消火設備又はパッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤　パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第１２号）第８又はパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成１６年消防庁告示第１３号）第１９

(10) 消防用接続器具　結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準（結合金具に接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について（平成５年消防消第９８号及び消防予第１９７号）別添）

(11) 消火器の加圧用ガス容器　消火器加圧用ガス容器の技術基準（昭和６１年４月２３

日。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和６０年消防予第１２５号））

(12)蓄圧式消火器の指示圧力計　蓄圧式消火器用指示圧力計の技術基準（昭和６１年４月２３日。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和６０年消防予第１２５号））

(13)消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁　消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁の技術基準（昭和６１年４月２３日。消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計並びに消火器及び加圧用ガス容器の容器弁の取扱いについて（昭和６０年消防予第１２５号））

(14)自動火災報知設備又は漏電火災警報器の音響装置　受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和５６年自治省令第１９号）第４条第１号又は漏電火災警報器に係る技術上の規格を定める省令（昭和５１年自治省令第１５号）第５条第１号等

(15)自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の予備電源　予備電源の基準（予備電源の基準について（昭和５４年消防予第１３５号）別添１）

(16)自動火災報知設備の蓄積付加装置　蓄積付加装置の技術基準（昭和６０年１２月２６日。自動火災報知設備の非火災報対策の推進について（昭和６０年消防予第１３４号））

(17)ホースレイヤー　ホースレイヤー安全基準（電動式）及びホースレイヤー安全基準（エンジン式）（ホースレイヤーの機能及び構造等に係る安全基準について（平成２年消防消第１７７号）別添）

(18)消防用積載はしご　消防用積載はしごの構造及び機能等に係る安全基準（消防用積載はしごの構造及び機能等に係る安全基準について（平成４年消防消第７７号）別添）

（鑑定の区分等）

第３条　鑑定は、型式鑑定、型式変更鑑定及び個別鑑定に分けて行う。

２　型式鑑定試験とは、消防用機器等の型式に係る形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）について、当該消防用機器等に係る技術上の基準に適合しているかどうかを試験することをいう。

３　型式変更鑑定試験とは、型式鑑定に係る型式と重要でない部分が異なる型式に係る形状等について、当該消防用機器等に係る技術上の基準に適合しているかどうかを試験することをいう。

４　型式鑑定とは、第２項又は前項の試験の結果により、消防用機器等の型式に係る形状等が当該消防用機器等に係る技術上の基準に適合しているどうかを審査し、当該形状等が消防用機器等に係る技術上の基準に適合している場合において行われる型式の付与をいう。

５　個別鑑定とは、製造された個々の消防用機器等（以下「製品」という。）の形状等が当該製品について型式鑑定において付与された型式（以下「鑑定型式」という。）に係

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

る形状等と同一であるかどうかについて検査することをいう。

6　合格の表示とは、個別鑑定において合格した製品に付されるもので、型式鑑定され、かつ、個別鑑定に合格したものである旨の表示をいう。

7　個別鑑定における検査は、次の各号に掲げる個別鑑定方式の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

なお、消防用機器等に適用する個別鑑定方式は、当該消防用機器等について別に定める細則（以下「鑑定細則」という。）の規定による。

(1) 立会個別鑑定　協会が、個別鑑定に係る検査を実施する場所（以下「受検場所」という。）において行う個別鑑定をいう。

(2) 工場審査個別鑑定　協会が、あらかじめ認めた品質管理方法書等に従って製造、検査等が行われた製品について提出された検査データを用いて行う個別鑑定をいう。

第２章　試験及び鑑定業務

第１節　型式鑑定試験

（型式鑑定試験の依頼）

第４条　型式鑑定試験を依頼しようとする者（以下「型式鑑定試験依頼者」という。）は、型式鑑定試験依頼書（別記様式第１号）正副２通、附表第１の試料（型式鑑定試験依頼者の名称又はその略称が記載されているものに限る。）及び添付書類（以下「試料等」という。）に第２５条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（本所型式鑑定主管課をいう。以下本条第２項、第６条及び第８条において同じ。）に提出するものとする。

2　前項の試料等の提出は、原則として、持参するものとする。ただし、あらかじめ、協会が持参することが困難であり、試料等に係る説明の必要がないと認める場合は、郵送等により提出することができる。

3　型式鑑定試験依頼書の種別及び型式欄には、附表第２に掲げる種別及び型式の区分の例により記載するものとする。

4　型式鑑定試験依頼書には、担当者の氏名、所属部署及び連絡先の電話番号が記載されたものを添付するものとする。

5　添付書類は、次表に掲げるところによるほか、次の各号によるものとする。

(1) 添付書類は、正副ごとに日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｐ０１３８のＡ４の大きさのファイルに一括して編冊すること。

(2) 鑑定型式を有する者に、当該型式（以下「受託型式」という。）による製品と同一の製品の製造を委託することを前提として型式鑑定試験の依頼を行う場合の取得しようとする型式（以下「委託型式」という。）に係る型式鑑定試験依頼書の添付書類については、設計図、明細書、工場設備概要調書、品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び社内試験成績表を別記様式第２号に換えることができること。

区分	部数	備考
設計図	正副２部	試料の形状等を明らかにした鑑定細則に定めるもの
明細書	正副２部	鑑定細則に定めるもの
工場設備概要調書	正副２部	別記様式第３号のもの（型式変更鑑定試験を依頼するもののうち、鑑定型式と同一の設備を使用する場合にあっては、要しない。）
品質管理方法書	正副２部	製品の品質管理方法が記載されたもの
製造工程概要調書	正副２部	別記様式第４号のもの（材料、部品等の受入から完成品の出荷に至るまでの工程のうち、依頼に係るものの主要構成部分等の受入、製造、加工、組立等の工程で、製造者自らが重要なものであると判断している工程の概要を明らかにしたもの。品質管理方法書に記載されている場合にあっては、要しない。）
社内検査体制等概要調書	正副２部	別記様式第５号のもの（依頼に係るものと形状等が同等である旨の検証等として、最終的な判断に至るまでの工程等で行う検査項目、検査方法、判断基準等の概要を明らかにしたもの。品質管理方法書に記載されている場合にあっては、要しない。）
苦情処理・事故報告管理方法書	正副２部	１　次の項目に関する責任会社、責任部署及び責任者が記載されたもの (1) 使用者からの苦情及び事故情報の窓口 (2) 苦情及び事故情報の初期評価、調査、対策の策定及び対策の実施 (3) 製造に係る不具合又は事故が発生した場合の製造、個別鑑定、出荷及び販売の中止並びに回収 (4) 客先への報告及び記録の保管 (5) 協会との窓口 ２　１に記載した責任部署間の情報伝達に関する処理フローが記載されたもの ３　その他苦情処理・事故報告に必要な事項が記載されたもの ４　本方法書に個別鑑定依頼者と異なる会社が記載されている場合にあっては、当該会社が本方法書を承認していることを証明する書類又はこれに類する契約書、覚書等の写しが添付されたもの ５　設計又は製造した者に限り解析できる情報を当該設計又は製造した者に伝達す

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

		る処理フローが記載されたもの ６　品質管理方法書に記載されている場合にあっては、要しない
社内試験成績表	正本１部	鑑定細則に定めるもの
誓約書	正本１部	消防法令その他の法令及び協会の規程等を遵守すること並びに社会の要請に基づく対応を実施することを誓って署名捺印がされた別記様式第６号に準じたもの
契約書（委託型式の場合に限る。）	写１部	当該依頼者と当該製造者との間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第７号に準じたもの

６　委託型式又は協会が認めた型式に係る試料については、提出しないことができる。

（型式鑑定試験）

第５条　協会は、型式鑑定試験依頼書を受理した場合、協会又は協会が指定する場所において次により型式鑑定試験を行う。

(1) 前条第１項の試料等について、ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５に適合する試験品質システム又はこれと同等の試験品質システムに基づき、鑑定細則に規定する方法によりすべての試験項目の試験を行う。

(2) 検査設備、品質管理方法、製造工程、社内検査体制等及び苦情処理・事故報告管理方法の内容について、確認を行う。

２　協会は、前項の試験及び確認の結果が良好の場合、確認の結果の内容と受検場所（工場審査個別鑑定により個別鑑定を行うものにあっては、製造場所を含む。以下同じ。）における実際の検査設備、品質管理方法等が同一であることの調査（以下「初回調査」という。）を次により行う。

(1) 初回調査を当該受検場所において実施する場合には、その旨を型式鑑定試験依頼者に通知する。

(2) 初回調査を提出された試料等により行うことができると協会が認める場合にあっては、前号の通知は行わないこととする。

３　協会は、第１項の試験の実施中に不良事項が見出された場合、試験を中止する。ただし、その不良事項が他の試験の続行に支障がなく、添付書類等の不備その他比較的軽度である事項に該当するものであると認める場合にあっては、この限りでない。

４　協会は、前項の試験を中止した場合、その理由を付して当該型式鑑定試験を取り止める旨を型式鑑定試験依頼者に直ちに通知する。

５　協会は、提出された書類（鑑定型式を有する場合における当該鑑定型式と提出した型式との相違を明らかにした書類）及び試料等により試験する製品又は部品が、鑑定型式又は試験中の型式の製品若しくは部品と同一のものであると認める場合、第１項の試験項目の一部について、当該型式に係る試験項目のデータを活用することができる。

６　協会は、型式鑑定試験中に、当該型式鑑定試験依頼者が当該型式に係る依頼の取下げ

等をした場合、当該試験を取り止めるものとする。

（初回調査）

第６条　前条第２項第１号の通知を受けた者は、当該通知がされた日から６月（やむを得ない理由のため、初回調査期限延期届（別記様式第８号）正副２部をあらかじめ協会に提出して、その承認を得た場合にあっては、１年）以内に、希望する日時を希望する日の１５日前までに協会に届け出るものとする。

２　協会は、前項の届出を参酌して、初回調査を実施する日時を指定して連絡する。

３　前項の規定により指定された日時の変更を希望する者は、協会が指定した日の７日前までに、その旨を協会に届け出るものとする。

４　初回調査は、次の事項について行うものとする。

(1) 附表第３に掲げる検査設備について検査を行うこと。

(2) 品質管理方法、製造工程、社内検査体制等及び苦情処理・事故報告管理方法について確認を行うこと。

５　協会は、第１項に規定する期限を経過した場合、「初回調査を取りやめる旨」を型式鑑定試験依頼者に通知する。

６　協会は、提出された試料等が鑑定型式と同等であると認める場合、第４項各号に掲げる項目の一部について、当該鑑定型式に係る項目のデータを活用することができる。

（型式鑑定通知）

第７条　協会は、前条の初回調査の結果等により、当該依頼に係る消防用機器等の型式に係る形状等が消防用機器等に係る技術上の基準に適合しているかどうかを審査する。

２　協会理事長は、前項の審査において当該依頼に係る消防用機器等の型式に係る形状等が消防用機器等に係る技術上の基準に適合していると認める場合、当該型式について型式を付与する旨を型式鑑定試験依頼者に通知する。この場合における通知には、消防用機器等の種別に応じて附表第４の鑑定型式番号欄に掲げる型式番号、個別鑑定方式及び次条第１項の有効期限を付すものとする。

３　協会理事長は、第１項の審査において当該依頼に係る消防用機器等の型式に係る形状等が消防用機器等に係る技術上の基準に適合しないと認める場合、その旨に理由を付して型式鑑定試験依頼者に通知する。

４　第２項に規定する型式を付与された鑑定型式に係る構成部品又は附属装置のうち、協会が指定するものにあっては、附表第４に定める型式番号を付与することができるものとする。

（鑑定型式の有効期限）

第８条　型式（前条第４項の規定により型式番号を付与された構成部品又は附属装置を付置したものを含む。以下同じ。）は、当該型式の付与を受けた日（次項に規定する更新を受けた日を含む。）から５年の期間（以下「有効期限」という。）に限り有効とするものとする。

２　型式鑑定において型式を付与された者（以下「型式取得者」という。）は、鑑定型式

の有効期限を更新することができるものとする。
3　更新の依頼は、有効期限満了の日の１年前の日から行うことができるものとする。
4　第２項の更新を受けようとする型式取得者は、更新依頼書（別記様式第９号）正副２部及び変更一覧表（別記様式第１０号）に第２５条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会に提出するものとする。
5　構成部品又は附属装置の更新は、原則として、当該構成部品又は附属装置に係る型式と併せて行うものとし、構成部品又は附属装置単独では行わないものとする。
6　前条の規定は、鑑定型式の有効期限の更新を行う場合について準用する。

（型式失効及び取消し）
第９条　前条第１項の有効期限（前条第２項の規定により更新された有効期限を含む。）を経過した鑑定型式は、型式失効するものとする。
2　協会は、型式取得者に係る鑑定型式が次の各号のいずれかに該当する場合、当該鑑定型式を取消すことができる。
(1) 不正の手段により当該型式鑑定試験、型式変更鑑定試験、更新又は軽微変更（鑑定型式の形状等について機能に影響を与えない部分（型式鑑定試験又は型式変更鑑定試験に該当するものを除く。）の変更であって、かつ、当該型式と同一と見なせる形状等の変更をいう。以下同じ。）を受けた場合
(2) 次条第１項に規定する製品検査及び品質管理方法等の実態調査又は第２７条第３項に規定する立入調査において、当該製品に著しい欠陥があると認める場合又は次条第６項に定める改善の措置を講じない場合
(3) 個別鑑定を受検せずに第２０条第１項に規定する合格の表示若しくは合格の表示と紛らわしい表示又は鑑定に合格している旨の表示を付していると認められた場合
(4) 消防用機器等に係る技術上の基準が改正され、鑑定型式が改正後の技術上の基準に適合しなくなった場合
(5) 鑑定型式について、型式取得者から型式鑑定取消届（別記様式第１１号）が提出され、協会がこれを受理した場合
(6) 正当な理由がなく、鑑定型式に係る個別鑑定の依頼を、第７条第２項の通知を受けた日から２年以内にしない場合又は引き続き２年以上しない場合
(7) 第３７条から第３９条までに規定する個別鑑定時の不正行為等が、故意に行われ当該個別鑑定に係る鑑定型式を取消すのに十分な理由があると認められた場合
3　協会は、第１項の規定により鑑定型式が型式失効した場合、この旨を当該型式取得者に通知する。
4　協会は、第２項の規定により鑑定型式を取消す場合、その理由を付してこれを当該型式取得者に通知する。
5　協会は、第３項又は前項の通知を行った場合、その旨を公表するとともに、当該通知した鑑定型式についての個別鑑定を行わないものとする。この場合において、協会は、第２０条第１項ただし書の規定に基づき貼付等している合格証票類等のはぎ取り又は明瞭な消印を、また、型式取得者は、第３５条の規定に基づき梱包箱等に印刷した鑑定に合格している旨の表示及び当該印刷のために作製した原版等の廃棄、消印等を行わなけ

ればならない。

（製品検査及び品質管理方法等の実態調査）

第１０条　協会は、原則として、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる内容に関する実態調査を受検場所において行うものとする。

(1) 立会個別鑑定

苦情処理・事故報告管理に関する実施状況　１年以内ごとに１回以上

(2) 工場審査個別鑑定

ア　個別鑑定の対象とする製品に係る検査（以下「製品検査」という。）　１年以内ごとに１回以上

イ　検査設備等の管理状況並びに品質管理及び苦情処理・事故報告管理に関する実施状況等（以下「品質管理方法等」という。）　１年以内ごとに１回以上

２　前項の製品検査は、第７条第２項の規定により通知した個別鑑定方式によるものとする。

３　協会は、前項の製品検査の結果が不合格の場合、同一の個別鑑定方式の製品すべてについて、個別鑑定を停止するとともに、型式取得者に対して品質管理の改善、流出した不良品の調査等必要な措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を書面で協会に提出するものとする。この場合において、不良品が流出した場合の措置は、第３９条の規定により行うものとする。

４　協会は、品質管理方法等の実態調査において、品質管理上著しい不備（附表第５に掲げる例示又はこれと同等以上の不備をいう。）があると認める場合、同一の個別鑑定方式に係る製品すべてについて個別鑑定を停止するとともに、型式取得者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を書面で協会に提出するものとする。

５　協会は、品質管理方法等の実態調査において、品質管理方法書及び苦情処理・事故報告管理方法書に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合（前項に該当する場合を除く。）、型式取得者に対してその改善措置を講ずるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を書面で協会に提出するものとする。

６　協会は、第３項又は第４項の措置が十分であると認めた場合にあっては当該者に対し個別鑑定を再開する旨、前項の措置が十分であると認めた場合にあっては確認した旨を通知する。

７　協会は、第３項から第５項までに規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式取得者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができる。

第２節　型式変更鑑定試験

（型式変更鑑定試験）

第１１条　型式変更鑑定試験は、前節の規定に準じて行うものとする。

２　型式変更鑑定試験依頼書（別記様式第１２号）の相違点の欄には、変更しようとする鑑定型式との相違内容を記載するものとする。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

第３章　個別鑑定

（個別鑑定計画）

第１２条　個別鑑定を依頼しようとする者（以下「個別鑑定依頼者」という。）は、毎月２５日までに、翌月分の個別鑑定受検日希望・予定表（別記様式第１３号。以下「受検予定表」という。）を協会（本所個別鑑定主管課をいう。以下この条、第１４条及び第１８条において同じ。）に提出するものとする。ただし、事前に１年間又は半年間の受検予定表が提出されている場合にあっては、この限りでない。

２　協会は、受検予定表を参酌して月ごとに鑑定計画を作成して、個別鑑定を行う。

３　個別鑑定依頼者は、依頼に係る数量について、おそくとも個別鑑定の受検希望日（依頼に係る数量に満たない数量で受検して生じた依頼残数については、当該依頼の最初の受検日とする。）から３月以内に受検するものとする。

４　個別鑑定依頼者は、やむを得ない事情のため前項の規定による受検ができない場合、当該依頼について第２９条の規定による取下げの届出を行うものとする。

５　協会は、第２項の鑑定計画が、第１項の個別鑑定依頼者のうち立会個別鑑定を依頼しようとする者（以下「立会個別鑑定依頼者」という。）又は工場審査個別鑑定を依頼しようとする者（以下「工場審査個別鑑定依頼者」という。）から提出された受検予定表と異なる場合、速やかに、協会が定めた受検日を立会個別鑑定依頼者又は工場審査個別鑑定依頼者に通知する。

６　立会個別鑑定依頼者は、やむを得ない理由のため、受検日又は受検数量の著しい変更を希望する場合、受検日の７日前までに、この旨を協会に連絡するものとする。

７　工場審査個別鑑定依頼者は、第１項に規定する受検予定表の内容を変更しようとする場合にあっては、あらかじめ変更内容を明確にした受検予定表を協会に提出すること。

（個別鑑定の依頼）

第１３条　個別鑑定依頼者は、個別鑑定依頼書（別記様式第１４号）正副２通（当該依頼者が副本の返却を求めない場合にあっては、正１通。）に第２５条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添えて、協会（立会個別鑑定の受検場所が本州のうち、京都府、滋賀県及び三重県（警報設備の場合にあっては、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県）以西の地域（以下「大阪支所管内」という。）にある者は、大阪支所。以下第２１条、第２３条、第２７条、第３２条及び第３４条において同じ。）に鑑定日の５日前までに提出するものとする。

２　個別鑑定依頼書は、次によるものとする。

(1) 種別及び型式欄には、鑑定型式の種別及び型式を記載すること。

(2) 個別鑑定依頼書は、型式番号ごとに作成すること。ただし、第１７条第２項第１号アのただし書により同一ロットとすることができる型式で、種別及び手数料単価が同一である場合にあっては、種別ごとに作成することができる。

(3) 種別ごとに作成する個別鑑定依頼書の型式番号は、備考欄に記載するか又は別紙とすることができること。

(4) 立会個別鑑定について、１回の受検に依頼する数量は、原則として、種別ごとに附

表第６に掲げる数量以上とし、かつ、確実に受検できる数量とすること。

(5) 受検場所欄には、工場設備概要調書に記載した受検場所又は次条第７項の規定により承認する旨の通知を受けた受検場所を記載すること。

(6) 第４条第５項第２号及び第３４条第１項の規定による契約書により個別鑑定受検業務を委託した場合における個別鑑定依頼者は、当該委託者（第３１条第１項の規定による代理人を含む。）とすること。

３　型式取得者は、型式鑑定された製品を製造した場合、個別鑑定の依頼を行い、個別鑑定を受けなければならない。ただし、海外に輸出する場合等あらかじめ協会に輸出品等届（別記様式第１５号）を提出した製品にあっては、この限りでない。

（受検場所、検査設備等の変更）

第１４条　個別鑑定依頼者は、工場設備概要調書に記載した受検場所又は従前の個別鑑定を受けた場所を移転、増設若しくは廃止しようとする場合、受検場所変更届（別記様式第１６号）正副２部に次の各号に掲げる書類各１部を添えて、協会に提出するものとする。

(1) 移転又は増設の場合にあっては、工場設備概要調書、品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書（合格証票類の数、未処理件数及び個数を明らかにしたものをいう。以下同じ。）

(2) 廃止の場合にあっては、未処理状況明細書

２　個別鑑定依頼者は、第６条第４項の規定により初回調査の際検査を受けた検査設備（附表第３のうち○印を付したもの）を改造、取換え又は増設しようとする場合、検査設備変更届（別記様式第１７号）正副２部に改造、取換え又は増設した検査設備に係る検査結果を添えて、協会に提出するものとする。

３　個別鑑定依頼者は、第６条第４項の規定により初回調査の際確認を受けた品質管理方法を変更（個別鑑定の実施又は苦情処理・事故報告の管理に直接影響のある変更に限る。）しようとする場合、品質管理方法変更届（別記様式第１８号）正副２部に変更した品質管理方法書を添えて、協会に提出するものとする。

４　個別鑑定依頼者は、第６条第４項の規定により初回調査の際確認を受けた製造工程又は社内検査体制等を変更しようとする場合、製造工程・社内検査体制等変更届（別記様式第１９号）正副２部に変更した製造工程概要調書又は社内検査体制等概要調書を添えて、協会に提出するものとする。

５　個別鑑定依頼者は、第６条第４項の規定により初回調査の際確認を受けた苦情処理・事故報告管理方法を変更（個別鑑定の実施又は苦情処理・事故報告の管理に直接影響のある変更に限る。）しようとする場合、苦情処理・事故報告管理方法変更届（別記様式第２０号）正副２部に変更した苦情処理・事故報告管理方法書を添えて、協会に提出するものとする。

６　個別鑑定依頼者は、鑑定細則の規定による要件を満たす型式について、第７条第２項の規定により通知した個別鑑定方式を変更しようとする場合、個別鑑定方式変更届（別記様式第２１号）正副２部に当該変更に伴い変更した工場設備概要調書、品質管理方法

書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書又は未処理状況明細書各１部を添えて、協会に提出するものとする。

7　協会は、提出された変更届について調査又は確認を行い、その結果を通知する。この場合において、協会は、調査等に必要な資料の提出を要求することができる。

8　第２項から第６項までの規定は、当該各項の規定により承認を受けた検査設備を改造等する場合又は品質管理方法、製造工程、社内検査体制等、苦情処理・事故報告管理方法若しくは個別鑑定方式を変更する場合について準用する。

9　委託型式に係る受検場所変更届、検査設備変更届、品質管理方法変更届、製造工程・社内検査体制等変更届、苦情処理・事故報告管理方法変更届又は個別鑑定方式変更届の提出は、受託型式に係る当該変更届の際に委託型式の型式番号を記載することにより、届出を行ったものとみなすことができる。

10　個別鑑定依頼者は、第１項から第６項までの変更に伴い受検場所における調査が必要であると協会が認める場合、第２５条に規定する手数料に係る振込用紙の振込票を添付するものとする。ただし、協会が別に認める場合にあっては、この限りでない。

（依頼者の整備事項）

第１５条　個別鑑定依頼者は、検査設備を附表第３に掲げるものと同等以上の性能を維持するように整備するものとする。

2　個別鑑定依頼者は、原則として、受検日前までに実施した社内検査体制等概要調書に基づく受検品の社内検査等の結果を記載した書類を受検日当日に用意するものとする。

3　個別鑑定依頼者は、第２４条第２項及び第３０条第１項の規定により返却された書類を編冊し、整備するものとする。

4　個別鑑定依頼者は、適正、かつ、能率よく受検するために受検場所の整備に努めるものとする。

5　受検場所における受検品は、鑑定合格品、未受検品、第７項の別に準備する製品及びその他の製品と明確に識別し、整然と配列するものとする。

6　受検品（箱詰等された状態で受検するものにあっては、箱等を含む。）には、抜き取りが円滑に行えるように整理番号等を表示するものとする。

7　個別鑑定依頼者は、検査によって破壊される試料の数又は不合格判定数未満の数に相当する製品（以下「予備品」という。）を、依頼に係る数量の製品とは別に準備し、受検品に加えて受検することができる。

（受検品等の確認）

第１６条　立会個別鑑定における受検品等の確認は、協会が次により行うものとする。

(1) 受検品に係る型式及び数量が依頼されたものであるかを確認すること。

(2) 前条第２項の書類が適正かどうかを確認すること。

(3) 受検品のすべての型式ごとに、少なくとも一個を任意に抽出（次条第２項第３号により抽出された型式の抽出を除く。）し、受検品が当該型式に係るものであるかについて、外観及び表示を確認すること。この場合において、欠点、不良等が見出されたときには、検査における欠点として取り扱わないものとする。

(4) 前条第１項の検査設備について、附表第３に掲げるものと同等以上の性能を有すること及び使用可能な状態に維持されていることを必要に応じて確認すること。

２　工場審査個別鑑定における受検品等の確認は、工場審査個別鑑定依頼者が次により行うものとする。

(1) 受検品に係る型式及び数量が依頼したものであることを確認すること。

(2) 品質管理方法書、社内検査体制等概要調書等に基づき検査が行われたことを確認すること。

（立会個別鑑定の検査方法、判定等）

第１７条　立会個別鑑定は、種別、型式、検査項目及び数量に応じて、ＪＩＳＺ９０１５－１に準拠した抜取検査の方法により行うものとする。

２　抜取検査は、次の各号に掲げる手順により行うものとする。

(1) ロットは、受検場所ごとに次により構成されていること。

ア　１ロットは、１型式の製品で構成されていること。ただし、同一又は類似の製品であって、同一の製造工程及び検査工程によるものとして協会が支障ない型式と認めた製品については、２以上の型式の製品を一括して１ロットとすることができる。

イ　原則として、同一の時期に製造された製品ごとに構成されていること。

ウ　同一ロットとして一括することができる型式については、鑑定細則の規定によること。

エ　ロットの取扱いは、受検者の希望によらないものであること。

(2) 検査のきびしさは、次によること。

ア　原則として、高水準品質Ⅱ検査、高水準品質Ⅰ検査、標準品質検査、品質水準強化Ⅰ検査及び品質水準強化Ⅱ検査の５段階とし、その指定は、鑑定細則の規定によること。

イ　鑑定細則に規定する手順により切替えを行うこと。

ウ　標準品質検査の適用を標準とすること。ただし、協会が個別鑑定依頼者の社内検査体制等（製造工程、検査工程等における社内検査を含む。）により検査のきびしさを標準品質検査で実施することが適切でないと認める場合にあっては、品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査を適用することができる。

(3) 試料の抽出は、ロットごとに受検品の型式番号、数量等の確認を行った後、鑑定細則に規定する抜取表に掲げるロットの大きさごとの通常検査及び少数検査に必要な数をＪＩＳＺ９０３１の乱数表、正２０面体乱数サイ又はその他協会が認めたものを用いて行うこと。

(4) 抽出した試料の管理は、原則として、次によること。

ア　一連番号を付すこと。

イ　通常検査及び少数検査の対象となった旨の印その他識別できる記号を付すこと。

ウ　抽出した試料には、必要に応じて、容易に触れることができない封印等を行うことができること。

エ　抽出した試料は、指示された場所に明確に配置すること。

(5) ロットの取り扱い、検査項目、検査手順その他個別鑑定に必要な事項については、

鑑定細則の規定によること。

3　第７条第４項に規定する型式番号を付与された構成部品又は附属装置は、単独で個別鑑定を受検することができるものとする。この場合における個別鑑定方式は、構成部品又は附属装置を附置する消防用機器等の個別鑑定方式に併せるものとする。

4　協会職員は、鑑定細則に規定する個別鑑定におけるすべての検査項目が終了した時、個別鑑定の合否の判定を、原則として、当該個別鑑定を実施した場所において、次の各号により行う。

(1) ロットの合否の判定は、鑑定細則の規定により行うこと。

(2) 欠点の区分は、その欠点の重要度に応じて次のように分類すること。

ア　致命欠点　人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は消防用機器等の基本的機能を果たさないもの

イ　第１欠点　致命欠点に該当しない消防用機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの

ウ　第２欠点　致命欠点及び第１欠点に該当しないもので消防用機器等の機能に支障を生じるおそれのあるもの、消防用機器等の構造（機能に支障を生じるおそれのないものに限る。）が型式承認を受けたものと異なるもの又は使用に際し消防用機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りのあるもの

エ　第３欠点　致命欠点、第１欠点又は第２欠点に該当しない軽微な支障のあるもの

(3) 各検査項目における欠点区分に応じた欠点の内容は、鑑定細則の規定によること。

(4) 合格品質限界（以下「ＡＱＬ」という。）の指定は、鑑定細則の規定によること。

5　個別鑑定で合格したロットの処置は、次の各号により行うものとする。

(1) 欠点が見出された試料又はロット中の製品については、予備品と取り替えるか又は調整若しくは修理して良品とすること。

(2) 前号において予備品がない場合又は修理若しくは調整が不能である場合は、当該試料等に係る製品を不合格とすること。

(3) 欠点が見出された場合（機能に影響を及ぼす欠点が見出された場合、同一の内容の欠点が継続的に見出された場合等で協会が指定するものに限る。）は、当該欠点に関しての再発防止対策について記載した不適合改善方法書（別記様式第２２号）を当該ロットの次回受検前までに提出すること。

6　個別鑑定で不合格になったロットの処置は、次の各号により行うものとする。

(1) 不合格となった原因を調査すること。

(2) 調査した結果は、不合格となった原因、不良事項に対する改良処置、不合格となったロットの処置方法及び再発防止対策について記載した不合格改善方法書（別記様式第２３号）を当該ロットの次回受検前までに提出すること。

7　協会は、提出された不適合改善方法書又は不合格改善方法書を審査して、その結果を個別鑑定依頼者に通知する。

（工場審査個別鑑定の検査方法、判定等）

第１８条　工場審査個別鑑定は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 工場審査個別鑑定依頼者は、次により個別鑑定依頼整理表・受検成績履歴表（別記

様式第２４号に準じたものを含む。以下「履歴表」という。）を作成すること。

ア　第１４条第７項の通知により認められた方法に基づき個別鑑定を受けようとする製品に係る検査を行った工場審査個別鑑定の検査データを作成すること。

イ　工場審査個別鑑定の合否の判定を前アの検査データに基づき行い、その結果を履歴表に記載すること。

(2) 工場審査個別鑑定依頼者は、前号の履歴表及び検査データ並びに第１５条第２項の社内検査等の結果を記載した書類を受検希望日（第１２条第５項の通知を受けた者にあっては、当該通知により協会が定めた受検日）までに協会に提出すること。

(3) 協会は、前号の規定により提出された工場審査個別鑑定を受けた製品に係る履歴表等を受検希望日に確認し、確認した旨を履歴表に記載し、当該工場審査個別鑑定依頼者にこれを送付する。

２　前項第３号の確認において、品質管理上著しい不備があると認める場合又は品質管理方法書に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合における措置にあたっては、第１０条第４項及び第５項の規定を準用する。

（個別鑑定の保留）

第１９条　協会は、検査設備が不良等のため当該鑑定日中に個別鑑定が完了しないと認める場合又は第１５条第２項の書類が用意されない場合、当該ロットの個別鑑定を保留する。

２　工場審査個別鑑定依頼者は、検査設備の不良、製造工程の不備等により検査等に支障が発生した場合には、当該ロットを保留にするとともに、当該保留を行った旨を速やかに協会に連絡するものとする。また、保留となった原因、検査設備の改善、再発防止対策等の措置についての報告を文書により協会に提出するものとする。

３　協会は、前項に規定する検査設備の改善、再発防止対策等の措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、受検場所における確認を行うことができる。

４　第１項の保留したロットの個別鑑定は、検査設備の改善、再発防止対策等の措置について、第２項の報告に係る確認を受けた後に、新たなロットとして行うものとする。この場合における検査のきびしさは、保留前の検査のきびしさと同様にするものとする。

（合格の表示）

第２０条　協会は、第１７条第４項又は第１８条第１項第１号の規定により、合格と判断された製品（第７条第３項の規定により型式番号を付した構成部品及び附属装置を含む。）について、附表第７に掲げる方法により附表第８に定める合格の表示を行うものとする。ただし、次条第１項の規定により協会が認めた場合にあっては、受検前に合格証票類を製品に貼付等しておくことができる。

２　合格証票類の貼付等は、直接、製品本体に行うものとする。ただし、協会が、あらかじめ、製品に貼付等された銘板等が容易に剥がれないもの、剥がれても再使用ができないもの又はその他の支障のないものと認めた場合、合格証票類の銘板等への貼付等することができる。

３　協会は、第１項ただし書の規定に係る製品が第１７条第４項又は第１８条第１項第１

号の規定により不合格と判断した場合又は判断された場合、原則として、当該不合格品に付した合格証票類をはぎ取り又は明瞭に消印するものとする。
4　製品には、第１項に規定する場合を除くほか、当該型式に係る製品に同項の表示又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならないものとする。

（合格証票類の取扱いの特例）
第２１条　協会は、個別鑑定依頼者が、別に定める合格証票類取扱特例規程に適合していると認めた場合、合格証票類の取扱いの特例を認めることができる。
2　協会は、前項の規定により合格証票類の取扱いの特例を認めた個別鑑定依頼者に対して、その管理状況について、随時検査することができる。
3　協会は、合格証票類の取扱いの特例を認めた個別鑑定依頼者の合格証票類に係る管理状況が適正でないと認める場合又は個別鑑定依頼が適正に行われない場合（長期の依頼残を常に生じる場合）、合格証票類の取扱いの特例を取り消すことができる。
4　個別鑑定依頼者は、合格証票類の取扱いの特例に係る管理を行うために必要な事項を変更する場合、速やかに協会に届け出るものとする。
5　個別鑑定依頼者は、合格証票類に係る不具合、支障等が見出された場合、直ちに協会に届け出るものとし、協会の指示に従うものとする。

（鑑定結果の確認）
第２２条　協会職員及び個別鑑定依頼者（個別鑑定依頼者により鑑定立会責任者に委任された場合は、その者）は、個別鑑定終了後、履歴表に記載された事項について、相互確認の上、署名捺印を行うものとする。
2　個別鑑定依頼者は、前項の履歴表の写を編冊して受検場所に当該履歴表が必要と認められるまでの間保存し、かつ、適正な管理を行うものとする。
3　個別鑑定依頼者は、協会の個別鑑定連絡簿を受検場所に保管するものとする。

第４章　軽微変更

（軽微変更）
第２３条　鑑定型式について、軽微変更をしようとする者は、軽微変更届（別記様式第２５号）及び当該変更に係る設計図等１部並びに必要に応じて見本を、当該変更日前までに協会に提出するものとする。この場合において、委託型式に係る軽微変更については、受託型式に係る軽微変更届に委託型式番号を記載することにより行うことができる。
2　軽微変更のうち、鑑定細則に定めた事項に該当する事項の変更にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変更する製品に係る受検日以前までに受検場所において提出することができる。
3　個別鑑定依頼者は、軽微変更に伴い工場設備概要調書、品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書又は苦情処理・事故報告管理方法書の記載事項の変更を要する場合、当該軽微変更を行う前に第１４条に規定する変更届を協会に提出するものとする。

（軽微変更の審査）

第２４条　協会は、提出された軽微変更届について、審査するものとする。この場合において、前条第２項の規定により提出された軽微変更届が、軽微変更の範囲に該当することの判断が困難なときは、当該変更届を持ち帰り審査を行うことができる。

２　協会は、審査の結果、提出された軽微変更届に係る変更事項が、軽微変更の範囲の事項に該当すると判断する場合にあっては軽微変更届の協会確認欄に確認した旨を、軽微変更の範囲以外の事項に該当する場合又は消防用機器等に係る技術上の基準に適合しないこととなると判断する場合にあっては軽微変更届の協会確認欄に確認しない旨を付記して返却する。

第５章　雑則

（手数料の納付等）

第２５条　第４条第１項、第８条第４項、第１１条第１項、第１３条第１項又は第１４条第１０項の規定に係る手数料は、日本消防検定協会業務方法書第１８条第２項の規定により別に定める鑑定等手数料（日本円に限る。）とする。

２　型式鑑定試験、型式変更鑑定試験、更新若しくは個別鑑定の依頼又は受検場所等の変更をしようとする者（以下「鑑定等依頼者」という。）は、前項に規定する手数料を原則として指定の振込用紙（別記様式第２６号の１及び別記様式第２６号の２）により振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う場合にあっては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込用紙に換えることができる。

３　消防用機器等の依頼内容により第１項に規定する手数料により試験ができないと協会が認める場合は、理事長が定める手数料によるものとする。

４　鑑定等依頼者は、第３６条の規定により協会が受検場所等の特例を認めた場合、第１項に規定する手数料のほか必要となる旅費、出入国税、ビザの取得に要する費用その他必要な経費等に係る額を負担するものとする。

５　既に納付された手数料は、試験等に着手していない場合を除き、原則として、返還しない。

（疑義の照会）

第２６条　鑑定等依頼者は、鑑定に係る依頼手続き、試験結果、軽微変更その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め又は文書により照会することができる。

２　鑑定等依頼者は、不良が見出された場合における通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申立することができる。

３　協会は、第１項の照会等に対して誠実に対処する。

（事故発生報告等）

第２７条　型式取得者は、消防用機器等について不具合、事故等が発生した場合、当該消防用機器等の種別、型式、型式番号、数量及び不具合、事故等の内容を直ちに協会に報

告するとともに、事故等報告書（別記様式第２７号）を協会に提出するものとする。
２　前項の報告を行った型式取得者は、不具合、事故等に係る調査を行いその結果を文書により協会に提出するものとする。
３　協会は、消防機関、消費者等から提供される製品に係る情報、事故報告（第１項の報告を含む。）等に基づき、その原因を確認するために必要がある場合、当該製品に係る型式取得者に連絡のうえ、その製品の受検場所に立ち入って調査を行うものとする。
４　協会は、前項の調査の結果、第３８条第６項又は第３９条第６項の措置を求めた場合、当該型式取得者に連絡のうえ、協会のホームページ及び検定協会だよりに措置を求めた旨、措置の理由及び措置を行う消防用機器等に関する情報を掲載することにより、消防機関等に当該措置に係る情報の提供を行う。
５　協会は、前項の規定によるほか、第１項の報告又は第３項の情報等の内容が重大かつ緊急性を有すると認める場合、当該型式取得者に連絡のうえ、不具合、事故等の内容、該当する製品及び応急の措置を消防機関等に情報提供することができる。

（鑑定業務の確認）
第２８条　協会は、鑑定業務の実施状況を確認する事項を定め、これに基づいて個別鑑定等の抜打確認を定期的又は必要に応じ、実施するものとする。

（型式試験依頼等の取下）
第２９条　鑑定等依頼者は、型式鑑定試験、型式変更鑑定試験、更新又は個別鑑定の依頼を取り下げ又は振り替えようとする場合、当該依頼の取下届（別記様式第２８号又は別記様式第２９号）正副２部を協会（受検場所が大阪支所管内にある立会個別鑑定依頼書については、大阪支所。以下この条及び第３１条において同じ。）に提出するものとする。
２　協会は、前項の届出が提出された場合、調査を行い、試験、更新又は個別鑑定に着手していない依頼に係る取下届にあっては手数料を還付する旨、既に試験、更新又は個別鑑定に着手している依頼に係る取下届にあっては手数料を還付しない旨、振り替えができる取下届にあってはその旨の通知を行う。
３　第２１条第１項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける個別鑑定依頼に係る第１項の取り下げについては、取り下げに相当する数量の合格証票類を取下届に添えるものとする。
４　第１項の振り替えは、振り替えに係る依頼手数料が同額で、かつ、同種の依頼の場合、行うことができるものとする。この場合において、第２１条第１項の規定により合格証票類の取扱いの特例を受ける個別鑑定依頼に係る振り替えにあっては、振り替えに係る数量が同じものに限る。

（書類及び見本の返却）
第３０条　協会は、型式鑑定試験、型式変更鑑定試験又は更新の依頼の際提出された書類のうち副本１部を当該型式に係る第７条第２項又は第３項に規定する通知を行った場合、鑑定等依頼者に返却する。

２　鑑定等依頼者は、協会から鑑定が終了した旨又は取下げ届を受理した旨の連絡を受けた場合、試料を速やかに引取るものとする。

（依頼等の委任）

第３１条　鑑定等依頼者は、型式鑑定試験、型式変更鑑定試験、更新若しくは個別鑑定の依頼又はこの規程に定める届出を代理人に委任する場合、あらかじめ、委任（変更委任）状（別記様式第３０号）１部を協会に提出するものとする。

２　鑑定等依頼者は、前項に定める委任（変更委任）状に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の委任状１部を協会に提出するものとする。

３　代理人が提出する依頼書又は届出書には、鑑定等依頼者及び依頼代理人のそれぞれの住所及び氏名（法人にあっては、名称、役職名及び氏名）を併記するものとする。この場合における捺印については、代理人のみのものとすることができる。

（氏名等の変更の届出）

第３２条　型式取得者又は型式鑑定試験依頼者が氏名（法人にあっては、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、遅滞なく、氏名等変更届出書（別記様式第３１号）１部に事実を証する書面を添えて協会に提出するものとする。ただし、消防法施行規則（昭和３６年自治省令第６号）第３８条若しくは第４４条の２第３項、検定業務規程第２８条又は認定業務規程第３２条に規定する届出を行った者を除く。

（鑑定手数料の過誤納）

第３３条　鑑定等依頼者は、過誤納した鑑定手数料の還付を受けようとする場合、過誤納金還付届（別記様式第３２号又は別記様式第３３号）１部を協会に提出するものとする。

２　協会は、鑑定等依頼者の過誤納を確認した場合、この旨を当該鑑定等依頼者に連絡する。

３　前項の連絡を受けた鑑定等依頼者は、過誤納金還付届１部を協会に提出するものとする。

（個別鑑定受検業務の委託）

第３４条　個別鑑定依頼者は、個別鑑定受検品の受検準備から第２２条第１項に係る署名捺印までの業務（この条において「受検業務」という。）を委託しようとする場合、受検業務委託の関係を明らかにした契約書（別記様式第７号に準じたものとし、同様式中の第３条第２項及び第３項並びに第４条を除くこと。）写１部を協会に提出するものとする。

２　個別鑑定依頼者は、前項に定める契約書に記載している事項に変更を生じた場合、遅滞なく、変更後の契約書写１部を協会に提出するものとする。

（製品カタログの表示等）

第３５条　製品の梱包箱、カタログ、取扱説明書等に鑑定に合格している旨の表示を行う場合にあっては、あらかじめ協会にその旨の届出を行うものとする。

（受検場所等の特例）

第３６条　協会は、災害その他やむを得ない事由があること、試料の運搬が困難であることその他特別の事情により、協会で行う試験又は受検場所における個別鑑定（以下この条において「鑑定等」という。）を行うことが困難と認める場合、型式鑑定試験依頼者又は個別鑑定依頼者の希望する場所が次の各号に適合するときには、当該場所において鑑定等を行うことができる。

(1) 検査設備等が設けられ第１５条第１項の規定に準じた整備及び校正が行われている場合

(2) 依頼する製品に対する品質管理、製造、開発等を行う権限を有する型式鑑定試験依頼者又は個別鑑定依頼者（当該権限を第３１条の規定に基づき委任された者を含む。）がいる場合

２　型式鑑定試験依頼者又は個別鑑定依頼者が鑑定等を本邦以外の地域において実施することを希望する場合にあっては、国内での鑑定等と同等の試験又は検査を当該受検場所で実施するために必要な事項についての契約書（別記様式第３４号に準じたもの。）を協会と締結するものとする。

３　協会が必要と認める場合には、型式鑑定試験依頼書の受理に先行して受検場所における第６条第４項に規定する初回調査を行うことができるものとする。この場合において、当該依頼者は、事前審査依頼書（別記様式第３５号）を提出するとともに、必要な事項について契約書（別記様式第３４号に準じたもの。）を協会と締結するものとする。

第６章　個別鑑定時の不正行為等に対する措置

（個別鑑定時における不正行為に対する措置）

第３７条　協会は、型式取得者が不正の手段により個別鑑定を受検していると認めた場合、直ちに個別鑑定を中止するとともに、当該不正に係る製品を個別鑑定に不合格したものとして処理するものとする。

２　前項の不合格として処理する対象は、同項の不正の手段により個別鑑定を受検した製品と同一のロットのものすべてとする。

３　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

４　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定を中止した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

５　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式取得者に対して行うすべての個別鑑定を停止するものとする。

６　協会は、第４項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項

の不正に係る型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

7　協会は、第４項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式取得者に対し、個別鑑定方式に関わらず立会個別鑑定により、再開する旨を通知する。

8　前項による通知後、第１項の不正に係る型式取得者に対し個別鑑定を実施する場合、個別鑑定停止前の検査のきびしさに関わらず、「品質水準強化Ⅱ検査」から開始するものとする。ただし、その検査の方法及びきびしさは、不正の手段により個別鑑定を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、個別鑑定停止前と同じ方法及びきびしさとする。

（不正行為により個別鑑定に合格したときの措置）

第３８条　協会は、型式取得者が不正の手段により個別鑑定に合格したと認める場合、当該不正に係る製品の個別鑑定の合格を取り消すとともに、当該型式取得者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。

2　前項の個別鑑定の合格の取消しの対象は、同項の不正の手段により個別鑑定を受検した製品と同一のロットで個別鑑定に合格したものすべてとする。

3　協会は、第１項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。

4　協会は、第１項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

5　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定の合格を取り消す場合、同項の不正に係る型式取得者にその理由を付してこれを通知する。

6　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定の合格を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、合格を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。

7　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定の合格を取り消した場合、同項の不正に係る型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を書面で協会に提出するものとする。

(1) 不正に対する原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

8　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の不正に係る型式取得者に対して行うすべての個別鑑定を停止するものとする。

9　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の不正に係る型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

10　協会は、第７項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の不正に係る型式取得者に対し、個別鑑定方式に関わらず立会個別鑑定により、再開する旨を通知する。

11　前項による通知後、第１項の不正に係る型式取得者に対し個別鑑定を実施する場合、個別鑑定停止前の検査のきびしさに関わらず、「品質水準強化Ⅱ検査」から開始するものとする。ただし、その検査の方法及びきびしさは、不正の手段により個別鑑定を受けた製品と同一のロットに限り適用し、その他のものについては、個別鑑定停止前と同じ方法及びきびしさとする。

（不良品流出時の措置）

第３９条　協会は、個別鑑定に合格した製品のうち、不良品が市場に流出したと認める場合、当該製品の個別鑑定の合格を取り消すとともに、当該型式取得者に対し、当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。

２　前項の個別鑑定の取り消しの対象は、同項の不良品に係る製品の型式とする。

３　協会は、第１項により合格を取り消した製品のうち、当該型式取得者が所有権を有しているものについて、当該者に合格の表示を除去させ、又はこれに消印を付させるものとする。

４　協会は、第１項の不良品の流出に係る原因を確認をするために必要がある場合、同項の型式取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。

５　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定の合格を取り消す場合、同項の型式取得者にその理由を付してこれを通知する。

６　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定の合格を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、合格を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。

７　協会は、第１項の規定に基づき個別鑑定の合格を取り消した場合、同項の型式取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。

(1) 不良品の流出に係る原因究明

(2) 前号を受けた再発防止対策の実施

(3) 品質管理体制の確立

８　協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第１項の製品の個別鑑定を停止するものとする。

９　協会は、第７項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第１項の型式取得者に連絡のうえ、その事業所に立ち入って調査を行うものとする。

10　協会は、第７項に掲げる次項に関する対策が十分であると認めた場合、第１項の型式取得者に対し、当該製品の個別鑑定を再開する旨を通知する。

11　前項による通知後、第１項の製品の個別鑑定を実施する場合、個別鑑定停止前に適用されていた検査のきびしさから二段階きびしくした検査により開始するものとする（個別鑑定停止前に「品質水準強化Ⅱ検査」及び「品質水準強化Ⅰ検査」を適用していた場合は、「品質水準強化Ⅱ検査」で行う。）。

（消防庁への報告）

第４０条　協会は、第３７条第１項及び第３８条第１項の不正並びに前条第１項の事実を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。

附　則

１　この規程は、平成２１年１１月１日から施行する。

２　次の規程を廃止する。

(1) 消防用機器等鑑定規程（平成４年３月２５日）

(2) 易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓の鑑定規程（平成６年１０月１８日）

(3) 住宅用防災機器等に係る鑑定規程（平成１７年１月２５日）

３　この規程の施行の際、現に試験を依頼している型式に係る試験については、なお従前の例による。

４　この規程の施行の際、現に型式鑑定を受けている型式及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式鑑定を受けた型式に係る型式鑑定は、この規程による型式鑑定とみなす。

５　この規程の施行の際、現に試験を依頼している型式に係る製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書の提出については、改正後の鑑定業務規程第４条第５項の規定の例により、平成２２年４月３０日までの間に提出するものとする。

６　この規程の施行の際、現に型式鑑定を受けている型式に係る製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書、苦情処理・事故報告管理方法書及び誓約書については、改正後の鑑定業務規程第４条第５項の規定の例により、平成２２年４月３０日までの間に提出するものとする。この場合において、製造工程概要調書及び社内検査体制等概要調書の提出により適用する検査のきびしさを調整する必要のあるものにあっては、調整を行うものとする。

７　この規程の施行の際、現に消防用機器等鑑定規程又は易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓の鑑定規程に基づき試験を依頼している型式に係る改正後の鑑定業務規程第８条第１項の有効期限は、型式の付与を受けた日から５年の期間とする。

８　この規程の施行の際、現に消防用機器等鑑定規程又は易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓の鑑定規程に基づき型式鑑定を受けている型式に係る改正後の鑑定業務規程第８条第１項の有効期限は、平成２６年１０月３１日とする。

９　この規程の施行の際、現に個別鑑定を行っている型式に係る社内検査体制等概要調書に基づく書類の提出については、改正後の鑑定業務規程第１５条第２項の規定にかかわらず、平成２２年４月３０日までの間においては、当該受検品に係る形状等を確認した旨の書類、社内検査結果の概要の書類等の提出をもって足りるものとする。

１０　この規程の施行の際、現に消防用機器等鑑定規程第１４条第１項若しくは易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓の鑑定規程第１４条第１項の特例を受けている者又は住宅用防災機器等に係る鑑定規程第１５条第４項の交付を受けている者は、改正

後の鑑定業務規程第２１条第１項の規定にかかわらず、平成２２年７月３１日までの間は、なお従前の例による。

１１　この規程の施行の際、現に住宅用防災機器等に係る鑑定規程に基づき個別鑑定を「データ個別鑑定」により行っている型式に係る個別鑑定の手数料の額は、当分の間、改正後の鑑定業務規程第２５条第１項の鑑定等手数料に規定された「工場審査個別鑑定Ⅰ」によるものとして取り扱うものとする。

１２　この規程の施行の際、現に住宅用防災機器等に係る鑑定規程に基づき個別鑑定を「工場審査個別鑑定」により行っている型式に係る個別鑑定の手数料の額は、当分の間、改正後の鑑定業務規程第２５条第１項の鑑定等手数料に規定された「工場審査個別鑑定Ⅱ」によるものとして取り扱うものとする。

１３　この規程の施行の際、現に消防用機器等鑑定規程に基づき個別鑑定を行っている型式に係る個別鑑定方式については、「立会個別鑑定」と読み替えるものとする。ただし、鑑定細則の規定により、「工場審査個別鑑定」で行っている型式又は検査データを活用して行うことができるものとして協会が認めた型式については、「工場審査個別鑑定」と読み替える。

１４　この規程の施行の際、現に易操作性１号消火栓、２号消火栓及び補助散水栓の鑑定規程に基づき個別鑑定を行っている型式に係る個別鑑定方式については、特に指定がない限り「工場審査個別鑑定」と読み替えるものとする。

１５　この規程の施行の際、現に住宅用防災機器等に係る鑑定規程に基づき個別鑑定を行っている型式に係る個別鑑定方式については、「立会個別鑑定」で行っているものについては「立会個別鑑定」、「データ個別鑑定」で行っているものについては「工場審査個別鑑定」、「工場審査個別鑑定」で行っているものについては「工場審査個別鑑定」とそれぞれ読み替えるものとする。

１６　この規程の施行の際、第１３項から前項までの規定により個別鑑定方式が「工場審査個別鑑定」とされた型式に係る個別鑑定の方法は、平成２２年４月３０日までの間は、なお従前の例による。

１７　この規程の施行の際、現に個別鑑定を行っているエアゾール式簡易消火具　住宅用スプリンクラー設備、住宅用防災警報器、補助警報装置、定温式住宅用火災警報器、放火監視機器、消防用接続器具、加圧用ガス容器、指示圧力計、容器弁、予備電源、蓄積付加装置、又は消防用積載はしごのロットに係る検査のきびしさについては、「なみ検査」又は「生産数量の少ないものに適用するなみ検査」で行っているものについては「標準品質検査」、「特別ゆるい検査Ⅰ」又は「特別ゆるい検査」で行っているものについては「高水準品質Ⅱ検査」、「ゆるい検査」で行っているものについては「高水準品質Ⅰ検査」、「きつい検査」で行っているものについては「品質水準強化Ⅰ検査」又は「ＡＱＬを一段あげたきつい検査」で行っているものについては「品質水準強化Ⅱ検査」とそれぞれ読み替えるものとする。

１８　この規程の施行の際、現に個別鑑定を行っている外部試験器、２号消火栓、補助散水栓、易操作性１号消火栓、消火設備用消火薬剤、音響装置又はホースレイヤーのロットに係る検査のきびしさについては、「標準品質検査」を適用するものとする。

１９　この規程の施行の際、現に「特別ゆるい検査Ⅱ」で個別鑑定を行っているロットに

係る検査のきびしさについては、「高水準品質Ⅱ検査」を適用するものとする。

２０　この規程の施行の際、第１７項及び第１８項の規定により「標準品質検査」、「高水準品質Ⅰ検査」、「品質水準強化Ⅰ検査」又は「品質水準強化Ⅱ検査」とされたロットについては、この規程施行前における受検実績を検査のきびしさの切り替えに用いることができるものとする。

２１　この規程の施行の際、現に住宅用防災機器等に係る鑑定規程第１０条第２項の規定による立会個別鑑定契約書に基づく立会個別鑑定の実施については、平成２６年１０月３１日までの間は、なお従前の例による。

２２　この規程の施行の際、現に住宅用防災機器等に係る鑑定規程第１５条第２項の規定により合格表示の様式を社銘板等上へ印刷する方式により行う型式を有する者は、平成２２年７月３１日までの間は、なお従前の例による。

附表第１（第４条関係）

試料

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">試料の種類</th><th colspan="2">提出数（個）</th></tr>
<tr><th>型式鑑定試験</th><th>型式変更鑑定試験</th></tr>
<tr><td colspan="3">エアゾール式簡易消火具</td><td>完成品</td><td colspan="2">消火試験の依頼模型数が１のものにあっては２５、消火試験の依頼模型数が１を超えるものにあっては２５に消火試験の依頼模型数が１つ増すごとに６を加えた数</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>解体部品</td><td colspan="2">１式</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅用スプリンクラー設備</td><td>完成品（配管等は、最長長さのもの）</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>構成部品（消耗するもの）</td><td colspan="2">５セット</td></tr>
<tr><td rowspan="12">構成部品</td><td colspan="2">圧力水槽</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">貯水槽</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動弁</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">作動装置</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">圧力検知器</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">開放型スプリンクラーヘッド</td><td>完成品</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td colspan="2">配管、継手、バルブ等</td><td>完成品</td><td colspan="2">2</td></tr>
<tr><td colspan="2">受信装置</td><td>完成品</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">警報装置</td><td>完成品</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td colspan="2">消火性能を有する薬剤</td><td>完成品</td><td colspan="2">１５</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）</td><td>完成品</td><td colspan="2">7</td></tr>
<tr><td>電源変圧器</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td>音響装置</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">附属装置</td><td>完成品</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td colspan="3">補助警報装置</td><td>完成品</td><td colspan="2">3</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）</td><td>完成品</td><td colspan="2">7</td></tr>
<tr><td>電源変圧器</td><td colspan="2">3</td></tr>
</table>

		音響装置	3
	附属装置	完成品	3
外部試験器		完成品	1
放火監視機器	放火監視センサー	完成品	7
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	放火監視受信装置	完成品	1
		電源変圧器	3
		音響装置	3
	補助装置	完成品	1
		電源変圧器	3
		音響装置	3
２号消火栓	壁面設置型	完成品	2
	天井設置型	完成品	2
		取付台	1
補助散水栓	壁面設置型	完成品	2
	天井設置型	完成品	2
		取付台	1
易操作性１号消火栓	壁面設置型	完成品	2
		収納箱等（改修用のものに限る。）	１（設けることができる収納箱等のうち最小のもの）
	天井設置型	完成品	2
		取付台	1
		収納箱等（改修用のものに限る。）	１（設けることができる収納箱等のうち最小のもの）
消火設備用消火薬剤		完成品	３（６０１未満の場合は、６０１に達する数）
結合金具に接続する消防用接続器具		完成品	6
		金属材料試験試料	各３

	ゴムパッキン	２４枚取れる大きさ
消火器加圧用ガス容器	完成品	１５
	その他必要なもの	各３
蓄圧式消火器用指示圧力計	完成品（パッキンを含む）	２３
	解体部品	１式
	その他必要なもの	各３
消火器の容器弁 消火器加圧用ガス容器の容器弁	完成品	１０
	安全弁（パッキンを含む）	１０
	その他必要なもの	各３
音響装置	完成品	３
	その他必要なもの	各３
構成部品 音声切替装置	完成品	３
	その他必要なもの	各３
予備電源	完成品	３
	その他必要なもの	各３
蓄積付加装置	完成品	１５回線分以上となる数（３以上となる場合は３）
	樹脂試験片（縦１５㎝、横１．３㎝、厚さ０．３㎝）	１０
	電球	３
	電磁継電器	３
	スイッチ	３
	指示電気計器	３
	蓄電池	３
	電源変圧器	３
ホースレイヤー	完成品	１
	必要部品	１式
消防用積載はしご	完成品	３
	塩水噴霧試験用試験片	各３

	（完成品の１段に相当する部分）	

注１　試料には、各個に依頼者の名称又はその略号を付すこと。

　２　完成品以外のものは、部品として用いられている場合に限る。

附表第２（第４条関係）

種別及び型式の区分の例

種別			型式の例示
エアゾール式簡易消火具			粉末（ＡＢＣ）　N_2　４５０ｇ（鉄製）
			強化液　N_2　４００ｇ（ステンレス製）
			機械泡　N_2　４５０ｇ（鉄製）
			水（浸潤剤等入り）N_2　４５０ｇ（鉄製）
			＊　消火薬剤等の名称､消火薬剤の量､容器の材質
住宅用スプリンクラー設備			閉鎖型、湿式（水道直結）
			開放型、乾式（ポンプ、水槽）
			開放型、乾式（N_2 加圧、圧力水槽　）
	構成部品	圧力水槽	○○ｌ、○○ＭＰａ（鉄製） ＊　全容量、耐圧試験圧力、主要部の材質
		貯水槽	○○ｌ（鉄製） ＊　全容量、主要部の材質
		ポンプ	Ｂ８３１４型（○○Ｗ、○○ｌ／㎞） ＊　ＪＩＳの規格番号、電動機の定格出力、揚水量
		自動弁	ＴＰ○○ＭＰａ（呼称　１Ｂ） ＊　耐圧試験圧力
		作動装置	
		圧力検知器	
		開放型スプリクラーヘッド	
		配管、継手、バルブ等	配管（ＴＰ○○ＭＰａ）
			継手（ＴＰ○○ＭＰａ）
			バルブ（ＴＰ○○ＭＰａ） ＊　ＴＰ：耐圧試験圧力
		受信装置	交流○○Ｖ、○○㎃、○○回線 ＊　定格電圧、定格電流、回線数
		警報装置	ＤＣ○○Ｖ、○○㎃ ＊　定格電圧、定格電流
		消火性能を有する薬剤	水（浸潤剤等入り）
住宅用防災	イオン化式住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）		外部電源方式、１種（ＡＣ○Ｖ、○㎃）
			電池方式、２種（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、○○機能付
	光電式住宅用防災警報器（		外部電源方式、１種（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、連動型、

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

警報器・補助警報装置・住宅用火災警報器	・ガス漏れ警報器）	自動試験機能付、公称音圧○dB
		電池方式、２種（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、自動試験機能付、無線式（発信器・受信器）
	定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）	外部電源方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、自動試験機能付公称音圧○dB、周囲温度範囲（○℃～○℃）
		電池方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、耐食型、連動型、自動試験機能付、無線式（発信器・受信器）
	住宅用防災警報器／住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）	電池方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）、自動試験機能付
	補助警報装置	○方式（ＤＣ○Ｖ、○㎃）
	附属装置	無線式（発信器）
		無線式（発信器・受信器）
		○機能付
		公称音圧○dB
		公称音圧○dB（○Ｈｚ）
		使用温度範囲（○℃～○℃）
外部試験器		－
放火監視機器	放火監視センサー	紫外線式（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、耐食型
		赤外線式（ＡＣ１００Ｖ、○ｍＡ）、ゆらぎ式
		○○式（ＤＣ○Ｖ、○ｍＡ）、屋外型
	放火監視受信装置	ＡＣ１００Ｖ、外部配線抵抗○Ω
	補助装置	警報伝達補助装置（ＤＣ○Ｖ）、外部配線抵抗○Ω
		警報補助装置（ＤＣ○Ｖ、○㎃）
		情報伝達補助装置（ＤＣ○Ｖ）、外部配線抵抗○Ω
		電源装置（ＡＣ○Ｖ、○Ａ）、出力電圧ＤＣ○Ｖ用
２号消火栓		壁面設置型ホースリール式　呼称２５
		天井設置型折畳み等収納式　呼称２５（補助散水栓併用）
補助散水栓		天井設置型ホースリール式　呼称２５
		壁面設置型折畳み等収納式　呼称２５（２号消火栓併用）
易操作性１号消火栓		壁面設置型ホースリール式　呼称３０
		天井設置型折畳み等収納式　呼称３０

消火設備用消火薬剤	強化液
	第一種機械泡
	第二種機械泡
	第一種浸潤剤等入り水
	第二種浸潤剤等入り水
	第三種浸潤剤等入り水
結合金具に接続する消防用接続器具	管そう（受け口・ねじ式・呼称５０　ノズル結合部の呼称４０）
	スムースノズル（ノズル結合部の呼称４０）
	噴霧ノズル（受け口・差込式・呼称３０）
	噴霧ノズル（受け口・ねじ式・呼称３０）
	媒介金具（受け口・差込式・呼称５０）
	媒介金具（差し口・ねじ式・呼称４０）
	スタンドパイプ（受け口・差込式・呼称６５）
	スタンドパイプ（差し口・ねじ式・呼称６５）
消火器加圧用ガス容器	CO_2　Ａ９．４
	CO_2　Ｂ１７
	CO_2　Ｃ３０
	N_2　Ｂ１０
	N_2　Ｃ２０
	CO_2+N_2　Ｄ６０
	CO_2　４５０
	＊　充てんするガスの種類、容器のねじの記号、充てんガス質量を示す。１００㎤を超える容器は、ねじの記号は付さない。 　CO_2：二酸化炭素、N_2：窒素、Ａ：ねじのないもの、Ｂ：Ｕ１／２　２０　山右、Ｃ：Ｕ５／８　１８　山右、Ｄ：Ｕ３／４　１６　山右
蓄圧式消火器用指示圧力計	○㎜、スパイラルブルドン管式（ＰＢ）（○～○ＭＰａ） ＊　目盛板の大きさ、受圧部の形状及び材質、使用圧力範囲
消火器の容器弁 消火器加圧用ガス容器の容器弁	CO_2　（ＴＰ２４．５）Ｒ
	ＨＬＸ（ＴＰ７．８）Ｆ

		ＨＬＹ（ＴＰ２４．５）ＲＦ
		N_2 （ＴＰ２４．５）ＲＦ
		＊　充てんするガスの種類、耐圧試験圧力値、安全弁の形式 　CO_2：二酸化炭素、ＨＬＸ：ハロン１３０１、ＨＬＹ：ハロン１２１１、N_2：窒素、ＴＰ：耐圧試験圧力、Ｒ：封板式安全弁、Ｆ：溶栓式安全弁、ＲＦ：封板溶栓式安全弁
音響装置		ＤＣ２４Ｖ、１５ｍＡ、公称音圧８５dB
		８Ω、２Ｗ、公称音圧９２dB
構成部品	音声切替装置	８Ω、２Ｗ
予備電源		受信機用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池） ３Ａｈ／５ＨＲ
		中継器用（小形制御弁式鉛蓄電池） ３Ａｈ／２０ＨＲ
蓄積付加装置		直流○Ｖ、公称蓄積時間○秒
ホースレイヤー		電動式
		エンジン式
消防用積載はしご		単一式（３．５ｍ、鉄製）
		伸縮式２連（８．７ｍ、アルミニウム製）
		伸縮式３連（７．３ｍ、チタン製）
		折りたたみ式（４．０ｍ、鉄製）

附表第３（第６条、第１４条、第１５条及び第１６条関係）

検査設備

種別		品目	仕様	数量
各種別に共通		関係法令	鑑定業務規程、基準、鑑定細則及び関係日本工業規格	１式
		乱数表	ＪＩＳＺ９０３１	１部
		正２０面体乱数サイ		１式
		乾湿球温度計		１個
エアゾー式簡易消火具	共通	計算機	８桁以上	１個
		※はかり	ひょう量：エアゾール式簡易消火具の総重量の約１．５倍、最小目盛：１ｇ	１個
		ノギス	測定範囲：０～１５０㎜、 精度：１／２０、ＪＩＳＢ７５０７	１個
		※ストップウォッチ	６０秒計（積算器付）	１個
		※基準分銅式標準圧力計	圧力計の校正に適したもの、測定範囲：０～３MPa以上	１台
		水圧力試験機	８個以上同時に、試験圧力の１．５倍の加圧ができるもの	１台
		気密試験装置	５０個以上同時に浸漬でき、水温を４８±２℃に保持できるもの	１台
		※圧力計	ＪＩＳＢ７５０５－１、大きさ：１００㎜、精度等級：１．６級、最大目盛：試験圧力の約１．５倍	１式
		温度計	０℃～１００℃、最小目盛：１℃	１個
		恒温水槽	３５±０．５℃に保持できるもの	１式
	水（浸潤剤等入り）及び強化液	※温度計	－３０～＋５０℃、最小目盛：１℃	１個
		※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		ガラス製円筒	比重測定に適したもの	１個
		※ｐＨ試験器	当該薬剤のｐＨ測定に適したもの、最小目盛：０．１	１式
		冷却容器	当該薬剤の凝固点測定に適したもの	１個
		試験管	φ１８㎜	２本
	機械泡	※温度計	－２０～＋５０℃、最小目盛：１℃以下	１個

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

		※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		ガラス製円筒	比重測定に適したもの	１個
		※ｐＨ試験器	当該薬剤のｐＨ測定に適したもの	１式
		冷却容器	当該薬剤の凝固点測定に適したもの	１個
		試験管	φ１８㎜	２本
		粘度測定装置	当該薬剤の粘度測定に適したもの	１個
	ハロゲン化物（液体）	※温度計	－２０～＋５０℃、最小目盛：０．１℃	１個
		※比重浮ひょう	当該薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		ガラス製円筒	比重測定に適したもの	１個
		冷却容器	当該薬剤の凝固点測定に適したもの	１個
		試験管	φ１８㎜	１０本
		ビーカー	２００ml	２個
		試薬	ＪＩＳＫ１４２２に定めるもの	１式
		試験片	１㎜×１０㎜×１５０㎜のみがいた銅片及び鉄片	各２個
	ハロゲン化物（液体ガス）	ガスクロマトグラフ	当該薬剤の純分測定に適したもの	１台
		カールフィッシャー法水分測定装置	協会がやむを得ないと認めた場合には、除くことができる	１式
	粉末	ストップウォッチ	６０秒計（積算器付）	１個
		ビーカー	１００ml	２個
		ふるい	ＪＩＳＺ８８０１－１、目開き：１８０μm	１個
		メスシリンダ	見かけの比重測定に適したもの	１式
住宅用スプリンクラー設備	共通	計算機	８桁以上	１個
		スケール	測定範囲：０～３００㎜以上	１個
		ノギス	測定範囲：０～１５０㎜、精度：１／２０、ＪＩＳＢ７５０７	１個
		ストップウォッチ	６０秒計（積算器付）	１個
		※トルクメータ	ハンドル車式のバルブのトルクを測定に適したもの	１個
		※起動力測定器	押しボタン式起動装置の起動力測定に適	１個

		したもの	
	水圧試験機	耐圧試験圧力の１．５倍の加圧ができるもの	１式
	※圧力計	最大目盛：試験圧力の約１．５倍	１個
	※基準分銅式標準圧力計	圧力計の校正に適したもの	１式
	※絶縁抵抗計	５００Ｖ、許容誤差±５％	１個
	※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差±５％	１個
	検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個
圧力水槽	検定業務規程附表第２に掲げる消火器の検査設備に準じたもの		
貯水槽	○給水装置	当該貯水槽の水はり試験に適したもの	１式
ポンプ	○ポンプ試験装置	当該ポンプの試験に適したもの	１式
自動弁	○作動試験機	当該自動弁の作動試験に適したもの	１式
作動装置	○作動試験機	当該作動装置の作動試験に適したもの	１式
圧力検知器	○作動試験機	当該圧力検知器の作動試験に適したもの	１式
開放型スプリクラーヘッド	○放水試験機	当該開放型スプリクラーヘッドの放水試験に適したもの	１式
	○散水試験装置	当該開放型スプリクラーヘッドの散水試験に適したもの	１式
	○加熱炉	当該開放型スプリクラーヘッドの耐熱試験に適したもの	１式
配管、継手、バルブ等			
受信装置	○作動試験機	当該受信装置の作動試験に適したもの	１式
警報装置	反射鏡	歯科用平面歯鏡	
	拡大鏡	倍率（長さ）約５倍	必要数
	回路計	ＪＩＳＣ１２０２Ａ級	１個
	※電圧・電流計	精度階級：０．５級（熱電形にあっては、１．０級）	必要数
	電圧調整器	当該試験に適したもの	必要数

		※普通騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
		音量測定室	①　有害な振動又は衝撃を受けないもの ②　窓、出入口等から進入する風等による影響を受けないもの	必要数
	消火性能を有する薬剤	検定業務規程附表第２に掲げる消火器用消火薬剤の検査設備に準じたもの		
住宅用防災警報器・住宅用火災警報器・補助警報装置	共通	寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	１式
		拡大鏡	倍率（長さ）約５倍	１個
		反射鏡	歯科用平面歯鏡	１個
		※ストップウォッチ	３０秒又は６０秒計	必要数
		※絶縁抵抗計	５００Ｖ、許容誤差±５％	１個
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差±２．５％	１個
		検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個
		回路計	ＪＩＳＣ１２０２Ａ級	１個
		感度試験室	①　有害な振動又は衝撃を受けないもの ②　窓、出入口等から進入する風、日光等により影響を受けないもの	１式
		冷却ファン	当該試験に適したもの	１式
		※交流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		※直流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		電圧調整器	当該試験に適したもの	１個
		※普通騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
		※風速計	当該試験に適したもの	１個
		附属装置試験器	当該試験に適したもの	１式
	イオン化式住宅用防災警報器	○煙感度試験器	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		○平行板濃度計	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		※指示温度計	４００℃を測定できるもの	１個
		放射線測定器	α線を検出できるもの	１個

		○気流試験器	５．０ｍ／ｓの風速が出せるもの	１式
	光電式住宅用防災警報器	○煙感度試験器	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		○減光式濃度計	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		※指示温度計	４００℃を測定できるもの	１個
		○外光試験器	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		※減光フィルタ	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		※照度計	５，０００Ｌｘを測定できるもの	１個
	定温式住宅用火災警報器	○定温式感度試験器	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		※棒状温度計	当該感度試験に適したもの、最小目盛：０．１℃	１個
外部試験器		寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	必要数
		反射鏡	歯科用平面歯鏡	必要数
		拡大鏡	倍率（長さ）約５倍	必要数
		ストップウォッチ	３０秒又は６０秒計	必要数
		※交流電圧計	精度階級：０．５級	必要数
		※直流電圧計	精度階級：０．５級	必要数
		※絶縁抵抗計	５００Ｖ、許容誤差±５％	必要数
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差±２．５％	必要数
		検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	必要数
		電圧調整器	当該試験に適したもの	必要数
		機能試験器	当該外部試験器の機能試験に適したもの	必要数
放火監視機器	共通	寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	１式
		拡大鏡	５倍率程度	１個
		反射鏡	歯科用平面歯鏡	１個
		※ストップウォッチ	３０秒計及び６０秒計	必要数
		※絶縁抵抗計	５００Ｖ、許容誤差±５％	１個
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差±２．５％	１個
		検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個

		回路計	ＪＩＳＣ１２０２Ａ級	１個
		感度試験室	①　有害な振動又は衝撃を受けないもの ②　窓、出入り口等から進入する風、日光等により影響を受けないもの	１式
		※交流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		※直流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		電圧調整器	該当試験に適したもの	１個
		※普通騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
		附属装置試験器	当該試験に適したもの	１式
	監視センサー	○感度試験機	鑑定細則に規定する性能を有するもの	１式
		※標準監視センサー	監視センサーと同一回路のもので、受光量を測定できるもの	必要数
	受信装置・補助装置	○作動試験機	試験に適したもの	１式
		その他必要な試験機	試験に適したもの	必要数
２号消火栓 補助散水栓 易操作性１号消火栓		※計量秤	秤量は、計量物の質量の約１．５倍	１台
		計算機	四則計算ができるもの	１個
		繰返し作動試験場	長さ３０㎝幅１ｍ以上の床面にＪＩＳＡ５７０５のビニル床タイル又は同等のもので仕上げられた試験場	１式
		取付台	当該消火栓等を設置できるもの	１台
		※分銅式標準圧力計	圧力計の校正に適したもの	１台
		巻尺	５０ｍ、最小目盛：１㎝	１個
		ノギス	測定範囲：０～２００㎜、 精度：１／２０、ＪＩＳＢ７５０７	１個
		ストップウォッチ	６０秒計	１個
		※操作力測定用荷重計	測定範囲：２０～３９０Ｎ、 精度：１０Ｎ以内	１式
		強度試験装置	基準に定められた荷重をホース収納部に加えられる装置	１式
		水圧試験装置	当該消火栓等の試験圧力まで加圧でき、変動圧が０．０５MPa以下であるもの	１式
		※圧力計	測定範囲：０～２．０MPa、最小目盛：	

			０．０２MPa	
		弁座テスト用ピペット	最小目盛：０．０１ｍｌ	２本
		※ねじゲージ	開閉弁接続口のねじ検査ができるもの	１式
		流量測定装置	５０～３００ｌ／㎞の放水量を±０．５%以内の精度で測定できる装置	１式
		加圧送水装置の起動装置	自動起動テストに適したもの	１式
		電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
		※絶縁抵抗計	５００Ｖ、許容誤差±５％	１個
		※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差±２．５％	１個
		検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個
		回路計	ＪＩＳＣ１２０２Ａ級	１個
		電圧調整器	当該試験に適したもの	１個
消火設備用消火薬剤	各種別に共通	計算機	８桁以上	１個
		ストップウオッチ	６０秒計	２個
		ビーカー	当該消火薬剤試験に適したもの	１式
		メスシリンダー	当該消火薬剤試験に適したもの	１式
		※はかり	ひょう量：計量物質量の約１．５倍	１式
		消火器	基準第８第１号（消防庁告示第１２号）及び第１９第１号（消防庁告示第１３号）を満足する試験用消火器	３個
		Ａ火災消火模型	基準第８第１号(１)（消防庁告示第１２号）及び第１９第１号(１)（消防庁告示第１３号）の模型	１個
		※水銀温度計	－３０～＋５０℃、最小目盛：０．１℃	１個
		※比重浮ひょう	当該消火薬剤の比重測定に適したもの、最小目盛：０．００２	１個
		※水素イオン濃度定装置	ガラス電極ｐＨ計（標準液を含む。）	１個
		冷却容器	当該消火薬剤の凝固点測定に適したもの	１個
	機械泡	○発泡用消火器	泡の倍率測定用消火器（協会で性能を確認したもの）	３個
		※直尺	長さ：１ｍ、最小目盛：１㎜	１個
		放出泡量試験器（	φ３００㎜×７００㎜	１個

		目盛付き窓付）		
		耐熱試験用模型	鑑定細則第１章第３第２項の模型	１個
		耐火性試験器	①　鑑定細則第１章第３第２項ア(ｱ)の消火模型 ②　φ５０㎜、長さ２５０㎜のニクロム線で巻かれた耐熱性繊維 ③　φ１７８㎜、深さ５０㎜、高さ１６５㎜の燃焼皿	１個 １個 １個
結合金具に接続する消防用接続器具	共通	※ノギス	２００㎜、ＪＩＳＢ７５０７	１個
		ストップウォッチ	６０秒台	１個
		定盤	大きさ：４００㎜×２５０㎜以上	１個
		耐圧試験装置	３．０MPa以上の水圧力で原則として同時に５個以上試験できるもの	１式
		※圧力計	最大目盛：試験圧力の約１．５倍	
	差込式受け口又は差し口を有するもの	○限界ゲージ	当該消防用接続器具の寸法測定用のもの（鑑定細則によるもの）	１式
		※ダイヤルデブスゲージ	測定範囲：０～２０㎜、 最小目盛：１／１００㎜	１個
		※マイクロメーター	０～２５㎜、２５～５０㎜、 ５０～７５㎜、７５～１００㎜	１式
		※ばね試験機	０～８㎏、最小目盛：２０ｇ	１個
		※台秤	０～２０㎏、 最小目盛：２０ｇ以上５００ｇ以下	１個
		※ゴム硬度計	ＪＩＳＫ６２５３	１個
	ねじ式受け口又は差し口を有するもの	○限界ゲージ	①　差し金具及びしめ輪のねじ部測定用 ・　おねじの有効径の通り及び止りのねじリングゲージ(記号ＧＲ・ＩＲ) ・　めねじの有効径の通り及び止りのねじプラグゲージ(記号ＧＰ・ＩＰ) ②　おねじの外径限界はさみゲージ（記号ＩＳＲ又はＩＳＦ）及びめねじの内径限界プラグゲージ（記号ＩＭ） ③　ねじ部以外の寸法測定用（鑑定細則によるもの） ①及び②の形状は、ＪＩＳＢ９９１２の付属書による	１式
		※マイクロメーター	０～２５㎜、２５～５０㎜、 ５０～７５㎜、７５～１００㎜、 １００～１２５㎜、１２５～１５０㎜、 １５０～１７５㎜、１７５～２００㎜	１式
		※ゴム硬度計	ＪＩＳＫ６２５３	１個
	操作機構を有	※ばね秤	０～３０㎏、最小目盛：５００ｇ	１個

	するもの			
	管そう	○限界ゲージ	ノズル結合部のねじ検査用、おねじの有効径の通り及び止りのねじリングゲージ（記号ＧＲ・ＩＲ）	１式
	スムースノズル	○限界ゲージ	①　ノズル結合部のねじ検査用 　めねじの有効径の通り及び止りのねじプラグゲージ（記号ＧＰ・ＩＰ） ②　放水口径の検査用 　通り及び止まりのブラグゲージ又は同等のもの	１式 １式
消火器加圧用ガス容器		計算機	８桁以上	１個
		※はかり	ひょう量は、計量物質量の約１．５倍、最小目盛：１ｇ	１台
		※ねじゲージ	ユニファイ細目ねじにあってはＪＩＳＢ０２５５に適合したユニファイ細目ねじ用限界ゲージ（等級１Ａ）、その他のねじにあっては当該寸法測定に適したもの	１個
		※マイクロメータ	測定範囲：０～２５㎜、 最小目盛：０．０１㎜、 精度：０．００５㎜	１個
		※ノギス	測定範囲：０～１５０㎜、 精度：１／２０、ＪＩＳＢ７５０７	１個
		ストップウォッチ	６０秒計（積算器付）	１個
		※基準分銅式標準圧力計又は校正用圧力計	圧力計の校正に適したもの	１台
		○気密試験用水槽	水温を４０±５℃に保つことができるもの	１台
		○耐圧試験機	試験圧力の１．５倍の加圧ができるもの	１台
		○破壊圧試験機	当該試験に適したもの	１台
		○作動封板試験機	当該試験に適したもの	１台
		圧壊試験機（消火器加圧用ガス容器の技術基準第５条第３号が適用される容器を用いるものに限る。）	当該試験に適したもの	１台
		○ガスクロマトグラフ（混合ガスを用いるものに限る。）	当該試験に適したもの	１台
蓄圧式消火器用指示圧力計		※ねじゲージ	ＪＩＳＢ０２５４に適合した当該寸法測定に適したもの	各１個

	※マイクロメータ	測定範囲：０～２５㎜、 最小目盛：０．０１㎜、 精度：０．００５㎜	１個
	※ノギス	測定範囲：０～１５０㎜、 精度：１／２０、ＪＩＳＢ７５０７	１個
	拡大鏡	倍率約５倍	１個
	※基準重錘型圧力計	圧力計の校正に適したもの	１個
	○示度試験機	１０個以上同時に加圧できるもの	１台
	○静圧試験機	１０個以上同時に加圧できるもの	１台
	○動圧試験機	１０個以上同時に加圧できるもの	１台
	○落下試験機	ＪＩＳＢ７５０５（１９８０）に規定された衝撃試験機	１台
	○気密試験機	１０個以上同時に加圧できるもの	１台
消火器の容器弁 消火器加圧用ガス容器の容器弁	計算機	８桁以上	１個
	※はかり	ひょう量：計量物質量の約１．５倍、最小目盛：１ｇ	１台
	※ねじゲージ	ＪＩＳＢ８２４６に適合した当該寸法測定に適したもの	１個
	※マイクロメータ	測定範囲：０～２５㎜、 最小目盛：０．０１㎜、 精度：０．００５㎜	１個
	※ノギス	測定範囲：０～１５０㎜、 精度：１／２０、ＪＩＳＢ７５０７	１個
	ストップウォッチ	６０秒計（積算器付）	１個
	※基準分銅式標準圧力計	圧力計の校正に適したもの	１台
	○水圧力試験機	５個以上同時に、試験圧力の１．５倍の加圧ができるもの	１台
	○気密試験用水槽	５個以上同時に、窒素ガス又は空気により試験圧力まで加圧ができるもの	１台
	○安全弁作動試験装置	水槽、ヒーター、攪拌機、水圧ポンプ又はその他加圧源からなるもの	１式
	※圧力計	水圧試験、気密試験及び安全弁作動試験に使用するもの、大きさ：１００㎜、ＪＩＳＢ７５０５－１、精度等級：１．６級、最大目盛：試験圧力の１．３～３倍	１式
	※温度計	溶栓式安全弁作動試験に用いるものにあっては、標準水銀封入二重管温度計、最	１個

		小目盛：０．１℃	
	※トルクレンチ	ＪＩＳＢ４６５２に適合したもの	１個
	比較用表面アラサ標準片	ＪＩＳＢ０６５９－１附属書１に適合したもの	１式
音響装置 音声切替装置	反射鏡	歯科用平面歯鏡	必要数
	拡大鏡	倍率約５倍	必要数
	ストップウォッチ	３０秒又は６０秒計、最小目盛１／１０秒	必要数
	※交流電圧・電流計	精度階級：０．５級（熱電形にあっては、１．０級）	必要数
	※直流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
	※絶縁抵抗計	５００Ｖ、許容誤差±５％	１個
	※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したもの、許容誤差±２．５％	１個
	検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	１個
	電圧調整器	当該試験に適したもの	必要数
	※普通騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
	正弦波発生器（スピーカー受検の場合に限る。）		必要数
	音圧測定室	①　有害な振動又は衝撃を受けないもの ②　窓、出入口等から進入する風等による影響を受けないもの	１式
予備電源	寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	１式
	拡大鏡	倍率（長さ）約５倍	１個
	※ストップウォッチ	３０秒又は６０秒計	１個
	※直流電圧・電流計	０．５級	必要数
	充電装置	定電流特性を有し、当該予備電源の試験に適したもの	必要数
	負荷装置	当該予備電源の試験に適したもの	１式
	水槽	当該予備電源の安全弁の試験に適したもの（絶縁油を含む。）	１個
	※恒温槽	当該予備電源の試験に適したもの	１台

蓄積付加装置	作動表示器	当該蓄積付加装置の試験に適したもの	１式
	※ストップウォッチ	３０秒又は６０秒計	１個
	※交流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
	※直流電圧・電流計	精度階級：０．５級	必要数
	電圧調整器	当該試験に適したもの	必要数
	拡大鏡	倍率（長さ）約５倍	１個
	接点圧力計	測定範囲：０～５０ｇ	１個
ホースレイヤー	はかり	ひょう量は、ホースレイヤーの自重及び積載荷重の約１．５倍の測定ができるもの	１台
	寸法測定器	ノギス、直尺、巻尺	１式
	※ストップウォッチ		１個
	※普通騒音計	ＪＩＳＣ１５０９－１のＡ特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	１個
	走行試験場	最高速度、走行距離及び制動の試験に適したもの	１式
	登坂力試験設備	１０度の傾斜を有し登板力試験に適したもの	１式
	乗越し性能試験設備	直径７０㎝の円筒の乗越し性能試験に適したもの	１式
消防用積載はしご	計算機		１個
	※寸法測定器	ノギス、直尺、巻尺	１式
	※限界ゲージ	縦棒間隔、踏桟間隔及び踏桟断面の寸法測定用	１式
	※縦棒、踏桟強度試験装置	縦棒及び踏桟の強度試験に適したもの	１式
	たわみ測定器	たわみ試験に適したもの	１式
	※トルクレンチ	踏桟トルク試験用	１式
	※つり下げ金具強度試験装置（つり下げて使用するはしごに限る。）	つり下げ金具強度試験に適したもの	１式

備考１　この表中計量法（平成４年法律第５１号）に基づき検定を受けるべきものは、

すべて検定合格品であること。
2　この表中〇印を付した検査設備は、第１４条第２項による検査設備変更届を要するものであることを示す。
3　この表中※印を付した検査設備は、第１５条第１項に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。

附表第４（第７条関係）

鑑定型式番号

種別		鑑定型式番号
エアゾール式簡易消火具		鑑消第○○～○○号
住宅用スプリンクラー設備		鑑ス第○○～○○号
構成部品	圧力水槽	鑑パ第○○号
	貯水槽	
	ポンプ	
	自動弁	
	作動装置	
	圧力検知器	
	開放型スプリクラーヘッド	
	配管、継手、バルブ等	
	受信装置	
	警報装置	
	消火性能を有する薬剤	
住宅用防災警報器（・ガス漏れ警報器）		鑑住第○○～○○号
定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）		
住宅用防災警報器／定温式住宅用火災警報器（・ガス漏れ警報器）		
補助警報装置		鑑住補第○○～○○号
住宅用防災警報器等の附属装置		鑑住附第○○～○○号
外部試験器		鑑外第○○～○○号
放火監視機器	放火監視センサー	鑑放第○○～○○号
	放火監視受信装置	
	補助装置	
２号消火栓		鑑栓第○○～○○号
補助散水栓		
易操作性１号消火栓		
消火設備用消火薬剤		鑑剤第○○～○○号
結合金具に接続する消防用接続器具		鑑接第○○～○○号
消火器加圧用ガス容器		鑑容第○○～○○号
蓄圧式消火器用指示圧力計		鑑圧第○○～○○号
消火器の容器弁		鑑弁第○○～○○号
消火器加圧用ガス容器の容器弁		
音響装置		鑑音第○○～○○号
構成部品	音声切替装置	
予備電源		鑑予第○○～○○号
蓄積付加装置		鑑蓄第○○～○○号
ホースレイヤー		鑑ホ第○○～○○号

消防用積載はしご	鑑は第○○～○○号

附表第５（第１０条関係）

品質管理上著しい不備の例

１　附表第３に掲げる検査設備のうち、〇印を付した検査設備の整備又は※印を付した検査設備の校正を行っていない。
２　軽微変更範囲を超える設計変更を行っているにもかかわらず、型式鑑定依頼等による型式取得の手続きを行っていない。
３　最終検査において、規格値を外れた製品を適合と判定している。
４　最終検査を実施せずに製品を出荷している。
５　合格証票類を紛失したとき、協会に届出していない。
６　手順書を全く実行していない。
７　事故、不具合又はそのおそれのあるものに関する報告を行っていない。

附表第６（第１３条関係）

１回の個別鑑定最低受検個数

種別	１回の最低受検個数
エアゾール式簡易消火具	５０
住宅用スプリンクラー設備	２（構成部品にあっては、５０）
住宅用防災警報器 定温式住宅用火災警報器 補助警報装置	５０（附属装置にあっては、１０）
外部試験器	１０
放火監視機器	１０
２号消火栓	1
補助散水栓	1
易操作性１号消火栓	1
消火設備用消火薬剤	１，０００l
結合金具に接続する消防用接続器具	５０
消火器加圧用ガス容器	５０
蓄圧式消火器用指示圧力計	５０
消火器の容器弁 消火器加圧用ガス容器の容器弁	５０
音響装置 音声切替装置	５０ １０
予備電源	５０
蓄積付加装置	１０
ホースレイヤー	1
消防用積載はしご	５（生産数量が少ないものは別に定める）

附表第７（第２０条関係）

合格の表示方法

種別	表示方法
エアゾール式簡易消火具	合格の表示の様式を印刷した証票を貼付（以下「貼付」という。）
住宅用スプリンクラー設備	貼付
構成部品	合格の表示の様式を捺印（以下「捺印」という。）又は合格の表示の様式を刻印（以下「刻印」という。）
住宅用防災警報器・補助警報装置・定温式住宅用火災警報器	貼付
附属装置	貼付
外部試験器	貼付
放火監視機器	貼付
２号消火栓・補助散水栓・易操作性１号消火栓	貼付
消火設備用消火薬剤	貼付
結合金具に接続する消防用接続器具	刻印
消火器加圧用ガス容器	刻印
蓄圧式消火器用指示圧力計	貼付
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	刻印
音響装置	貼付
構成部品	貼付
予備電源	貼付
蓄積付加装置	貼付
ホースレイヤー	刻印
消防用積載はしご	刻印

備考　合格の表示の大きさ等は、原則として、鑑定細則の規定によるものとする。

附表第８　合格の表示（第２０条関係）

貼付による合格の表示

貼付、捺印又は刻印による合格の表示

別記様式第１号（第４条関係）

型式鑑定試験依頼書

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

鑑定業務規程第４条に基づき、下記について型式鑑定試験を依頼します。

記

種　　別	
型　　式	
委託等関係の有無	無　　・　　有
構成部品の付置	無・有（型式番号　　）
附属装置の付置	無・有（型式番号　　）・附属装置　・
備　　考	
※個別鑑定方式等	立会・工場　　貼付・捺印・刻印・

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　委託等（別表第１の業務委託その他これに類するものをいう。）関係による依頼にあっては、委託等の有無について○で囲むこと。
４　構成部品又は附属装置を付置するものにあっては、該当する項目について○で囲み、既存の型式番号を有するものにあっては（　　）内にその番号を記載すること。
５　※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第２号（第４条関係）

委託型式関係書類

委託型式に関する事項	依頼者名	
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式番号のものに同じ
	明細書	受託型式番号のものに同じ
	工場設備概要調書	受託型式番号のものに同じ
	品質管理方法書	受託型式番号のものに同じ
	製造工程概要調書	受託型式番号のものに同じ
	社内検査体制等概要調書	受託型式番号のものに同じ
	苦情処理・事故報告管理方法書	添付書類による
	社内試験成績表	受託型式番号のものに同じ
	誓約書	添付書類による
受託型式に関する事項	依頼者名	
	種別	
	型　　式	
	型式番号	

備考１　設計図のうち表示に関する事項は、別途提出を要すること。
　　２　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第３号（第４条関係）

工場設備概要調書（その１）

年　　月　　日

依頼者
住　　所
氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

１　検査設備

品　　名	仕　　様	数　　量	備　　考

２　製造設備

品　　名	仕　　様	数　　量	備　　考

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　当該製品に関するものに限る。
３　検査設備については、附表第３の品目欄中〇印を付したもの、附表第３の品目欄中※印を付したもの及びそれ以外のものを区分して記載すること。
４　検査設備のうち附表第３の品目欄中〇印を付したもので、協会が必要と認めたものについては、図面１部を添付すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

工場設備概要調書（その２）

３　受検場所案内図

年　　月　　日

依頼者名	
受検場所の 住所・名称 電話番号	
案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

工場設備概要調書（その３）

４　受 検 場 所

年　　月　　日　現在

工　場　配　置　概　要　図

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　別添図面とすることができる。

受　検　場　詳　細　図

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第４号（第４条関係）

製造工程概要調書

年　　月　　日

依頼者名	
種別及び型式	
受検場所	

工場名		所在地	

工程名	工程の概要	備考

添付書類　工程図等

工場名		所在地	

工程名	工程の概要	備考

添付書類　工程図等

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　備考欄には、既に協会が確認した工程にあっては当該確認を行った型式番号を記載すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第５号（第４条関係）

社内検査体制等概要調書

年　　月　　日

依頼者名		
種別及び型式		
受検場所		
検査項目	工程名	製品検査の概要
個別鑑定受検日に用意する書類		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　工程名欄には、製造工程概要調書に記載した工程名を記載すること。
　　３　製品検査の概要欄には、検査方法、記録方法、関連基準、検査責任部門名、判断基準（全数・抜取検査の別、ロットの定義、頻度、水準、ＡＱＬ等）、見出す不適合の内容及び不適合製品の処置方法を記載すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第６号（第４条関係）

誓約書（例）

私は、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

1　消防法令その他の法令を遵守し、信義に反する行為をしないこと。

2　鑑定業務規程及び関連細則を遵守すること。

3　製品の製造上の欠陥により、当該製品の使用者等に損害を与えた際は、その賠償責任を負うこと。

4　製品の製造上の欠陥により事故、不具合又はそのおそれのあるものが発生等した場合は、同一製品の回収等の必要な処置を講じること。

年　　月　　日

日 本 消 防 検 定 協 会　　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
印
電話番号

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第７号（第４条及び第３４条関係）

個別鑑定受検業務委託契約書（例）

委託者○○会社（以下「甲」という。）は、受託者○○会社（以下「乙」という。）の型式と同一型式の製品を受検する事について、乙に対して次により、その業務を委託する。

第１条　本契約に係る乙の型式は、次に掲げるものとする。
(1) 種　　別
(2) 型　　式
(3) 型式番号

第２条　本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第３条　甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から鑑定業務規程第２２条第１項に係る署名捺印までに係る一切の業務とする。
２　甲及び乙は、本契約に係る甲及び乙の製品を同時に受検する場合、甲及び乙の当該製品について日本消防検定協会が行う一括抜取り検査を受けるものとする。
３　甲及び乙は、乙が甲以外の者と第１条の型式について個別鑑定受検業務委託契約を行った場合、甲以外の者の当該製品を含めて行う前項の一括抜取り検査を受けることができるものとする。

第４条　甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に軽微変更届の提示を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、同時に双方が提示を行うものとする。

第５条　本契約に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議して決定するものとする。

第６条　本契約の有効期間は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書２通を作成し、双方記名なつ印のうえ、各自１通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　住所
　　名称・代表者氏名　　印

乙　住所
　　名称・代表者氏名　　印

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　　日本消防検定協会

別記様式第８号（第６条関係）

初回調査期限延期届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別

２　型　　式

３　依頼受付　　年　　月　　日（第　　号）

４　通知された期限　　年　　月　　日

上記について　　年　　月　　日まで、下記の理由により初回調査期限の延期をお願いします。

記

（理由）

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第９号（第８条関係）

更新依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

鑑定業務規程第８条に基づき、下記について型式鑑定の更新を依頼します。

記

種　　別	
型　　式	
型式番号	
有効期限の終期日	年　　月　　日

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１０号（第８条関係）

変更一覧表

鑑定型式に係る変更の有無に関する事項	変更の有無	有　・　無
	変更内容等	（平成　　年　　月　　日確認（提出）　添付資料○）
	個別鑑定方式	立会個別鑑定・工場審査個別鑑定
	最近の実態調査日	平成　　年　　月　　日
	合格の表示	
委託を受ける型式に関する事項	委託の有無	有　・　無
	依頼者の氏名	
	種　　別	
	型式番号	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　最近の実態調査日とは、有効期限末日の１年前の日から有効期限末日までの間に実施した実態調査日を記入すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１１号（第９条関係）

型式鑑定取消届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名　（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

鑑定業務規程第９条に基づき、下記の型式の取消しをお願いいたします。

記

種　　別	
型　　式	
型　式　番　号	
理　　由	
備　　考	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１２号（第１１条関係）

型式変更鑑定試験依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

鑑定業務規程第１１条に基づき、下記について型式変更鑑定試験を依頼します。

記

種　　別		
型　　式		
鑑定型式	型　　式	
	型式番号	
	承認年月日	年　　月　　日
委託等関係の有無	無　・　有	
構成部品の付置 附属装置の付置	無　・　有（　　）	
相　違　点		
委託等関係の有無	無　・　有	
備　　考		
※個別鑑定方式等	立会・工場　　貼付・刻印・捺印・	

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　委託等（第４条の業務委託その他これに類するものをいう。）関係による依頼にあっては、委託等の有無について○で囲むこと。
４　構成部品又は附属装置を追加するものにあっては、該当する附属装置を○で囲むこと。
５　※印の欄は、記入しないこと。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１３号（第１２条関係）

○○月中個別鑑定受検日希望・予定表

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
　住　　所
　氏　　名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
　電話番号
担当者
　受検場所
　電話番号

受検日	型式番号	種別	型式	受検数量		備考
日						
日						
日						
日						
日						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　受検数量欄には、前回の依頼残について当日受検しようとする場合は、当該数量を記入して、その旨を備考欄に記入すること。
　　３　ＦＡＸで行う場合は、電話により着信の確認を行うこと。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　　日本消防検定協会

別記様式第１４号（第１３条関係）

個別鑑定依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

鑑定業務規程第１３条第１項の規定により、下記について、個別鑑定を依頼します。

記

種　　別				
依頼数量				
希望年月日				
受検場所				
個別鑑定方式	立会個別鑑定 ・ 工場審査個別鑑定（ Ⅰ ・ Ⅱ ）			
合格の表示	貼付 ・ 刻印 ・ 捺印 （　　） 合格証票特例			
手数料	単　　価		合　　計	
	※受託試験料			
	※保 管 料			
備　　考				

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　個別鑑定方式欄は、通知された方式を○で囲むこと。
４　合格の表示欄は、表示方法を○で囲むこと。
５　第２０条第２項ただし書の規定による表示を行う場合は、その表示方法を合格の表示欄中の（　）内に記載すること。
６　合格証票類取扱特例規程に適合していると認められている場合は、合格証票特例を○で囲むこと。
７　同一種別であっても抜取り（一括）ロットが異なる場合は、依頼書を別葉にて依頼すること。
８　※印の欄は、協会から指定された依頼者のみが記入すること。

別記様式第１５号（第１３条関係）

輸出品等届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

鑑定業務規程第１３条第３項に基づき、下記について輸出等することとしたので届け出ます。

記

種　　別	
型　　式	
数　　量	
個別鑑定を受検しない理由	
備　　考	

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１６号（第１４条関係）

受検場所変更届
（移転・増設・廃止）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とするか又は「従来受検していたすべての型式」とし、いずれの場合も型式番号は、○第○号ほか○件と略記することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第１７号（第１４条関係）

検査設備変更届
（改良・取替・増設）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該検査設備がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１８号（第１４条関係）

品質管理方法変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該品質管理方法がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第１９号（第１４条関係）

製造工程・社内検査体制等変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式

（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該製造工程・社内検査体制等がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は、省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第２０号（第１４条関係）

苦情処理・事故報告管理方法変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。なお、当該苦情処理・事故報告管理方法がすべての当該型式に併用できるときは、当該型式は省略することができる。）

記

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第２１号（第１４条関係）

個別鑑定方式変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号
（２以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。）

記

受検場所		
個別鑑定方式	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日		年　　月　　日
合格表示方式		

添付書類

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第２２号（第１７条関係）

不適合改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名 （受検場所）		
種別・型式		
型式番号		
個別鑑定年月日等		年　　月　　日・受検数量　　個
個別鑑定で見出された欠点内容等	検査項目等	検査項目　　・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数　　個・抜取個数　　個
	欠点区分等	欠点区分　　欠点・内容
	原　　因	
原因の調査結果	調査内容	
	調査日時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
再発防止対策等		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

　　２　調査内容欄には、調査のために実施した試験、検証等の内容を記載すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　　日本消防検定協会

別記様式第２３号（第１７条関係）

不合格改善方法書

年　　月　　日

受検場所責任者　　印

検査立会責任者　　印

依頼者名 （受検場所）		
種別・型式		
型式番号		
個別鑑定年月日等		年　　月　　日・受検数量　　個
個別鑑定で不合格になった欠点内容等	検査項目等	検査項目　　・検査のきびしさ
	欠点個数等	欠点個数　　個・抜取個数　　個
	欠点内容	
	原因	
原因の調査結果	調査内容	
	調査日時	月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
	調査結果	
不良事項に対する改良処置		
不合格となったロットへの処置方法及びその個数		
再発防止対策		

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

　　２　調査内容欄には、調査のために実施した試験、検証等の内容を記載すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　　日本消防検定協会

別記様式第２４号（第１８条関係）

No.

受検日　　平成　　年　　月　　日

協会職員	個別鑑定依頼者又は鑑定立会責任者

□ 立会　　□ 貼付

個別鑑定依頼整理表・受検成績履歴表

□ 工場審査　□ 刻印・捺印

□

種別		受検場所		ロット番号		ロットの大きさ	

依頼者名	依頼年月日 受付番号	依頼数	受検済数	型式 型式番号	受検数	受検品製造番号	合格数	不合格数	保留数	依頼残数	依頼残数の処理	備考
				～　～		～ ～					月　日 合、不　個	
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
				～　～		～ ～						
合計											□保留　年　月　日 □合格　□不合格　個	

抜取検査	検査のきびしさ	検査区分	欠点の階級	試料の大きさ	Ａｃ	Ｒｅ	不良品の数	切替えスコア	備考
		致命欠点		全試料	0	1			
取検査	□高水準品質Ⅱ	通常	第１欠点						
	□高水準品質Ⅰ		第２欠点						
	□標準品質		第３欠点						
	□品質水準強化Ⅰ	少数	第１欠点						
	□品質水準強化Ⅱ		第２欠点						
			第３欠点						

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

　　２　欄の段数及び抜取検査欄は、必要に応じて変えること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　　日本消防検定協会

別記様式第２５号（第２３条関係）

軽微変更届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者名
受検場所責任者　　印
検査立会責任者　　印
電話番号

１　種　　別
２　型　　式
３　型式番号　　第　　号

（２以上の型式番号について届出の場合、適切な一括表とすることができる。）

上記について、軽微変更を下記のとおりお届けします。
なお、軽微変更は、従来の型式による製品も引き続き製造します。
製品は、　年　月　日から製造しません。

添付：設計図等　部

記

軽微変更事項	明細		理由
	旧	新	

注　適用日　　年　　月　　日

協会確認結果欄	
□承認する □承認しない	年　月　日

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
２　１項から３項までの（）内による場合、この確認書については当該型式番号の合計数に相当した件数とし、添付設計図等については１件として提出することができる。この場合において設計図等添付の確認書をファイルしようとする当該型式番号をファイル型式番号として注記すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　　日本消防検定協会

別記様式第２６号の１（第２５条関係）

No.

鑑定等手数料内訳書

（振込票添付欄）

（型式鑑定試験・型式変更鑑定試験・更新・個別鑑定）手数料内訳書

種　　別	依頼数量	金額（円）	備　　考
合　　計	件		総計　　円

※受付年月日	年　月　日	※受付番号	No.　～ No.

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。

２　鑑定等の依頼件数が同時に２以上のときは、鑑定等手数料を一括して振り込むことができ、手数料内訳書に依頼書ごとの内容を記載するとともに、当該依頼書を添付すること。

３　手数料内訳書は、鑑定等の区分ごとにまとめ、複数の枚数となる場合は、必ず総計を記入すること。

４　※印欄は記入しないこと。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第２６号の２（第２５条関係）

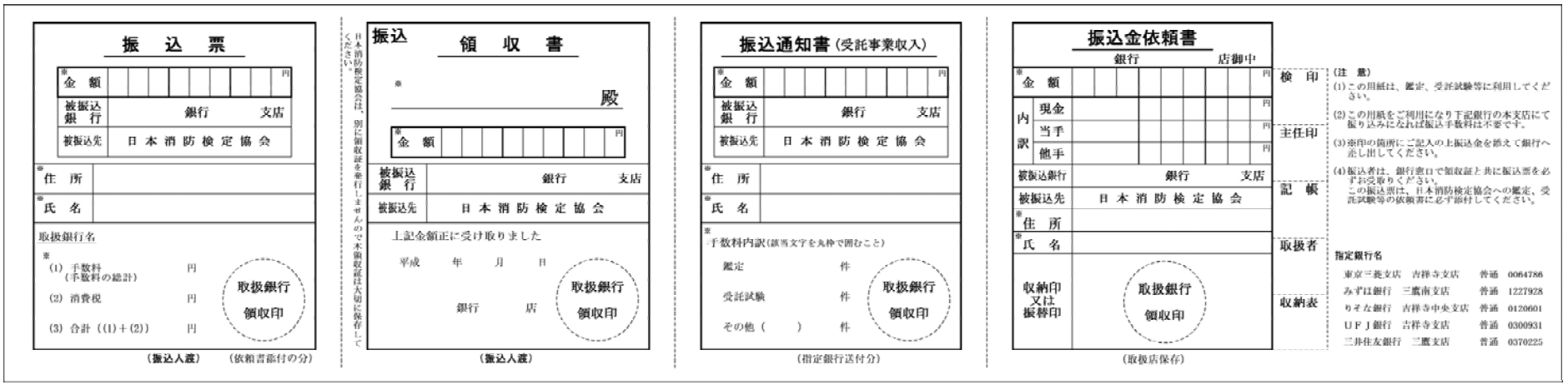

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第２７号（第２７条関係）

事故等報告書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）　印
電話番号

下記事項について、不都合、事故等が発生しましたので、鑑定業務規程第２７条の規定に基づき報告します。

記

１　種　　別

２　型　　式

３　型 式 番 号

４　数　　量

５　事故等の概要　（詳細は、別添のとおり）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
　　２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

別記様式第２８号（第２９条関係）

取下届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は、　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　名義　　）振込みにより還付してください。

記

１　区　　分　（型式鑑定試験・型式変更鑑定試験・更新・立会個別鑑定・工場審査個別鑑定）

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式

５　型 式 番 号　（型式変更鑑定試験、更新又は個別鑑定の場合に限る。）

６　取下げ数量　（個別鑑定の場合に限る。記入方法は、○個中○個とし、取り下げに係る合格証票の記号番号をかっこ書きする。）

７　取下げ理由

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

別記様式第２９号（第２９条関係）

取下届

（振替依頼用）

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料　　円は、下記のとおり振替依頼に充当してください。

記

１　区　　分　（型式鑑定試験・型式変更鑑定試験・更新・立会個別鑑定・工場審査個別鑑定）

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式　　を　　に振り替え

５　型 式 番 号　　号を　　号に振り替え

６　取下げ（振り替え）数量　（個別鑑定の場合に限る。）

７　合　格　証　票　記　号　（個別鑑定の場合に限る。）

８　取下げ（振り替え）理由

備考　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第３０号（第３１条関係）

委任（変更委任）状

年　　月　　日

（住　　所）
（氏　　名）
（代表者氏名）　　印

は、
（名　称）
（住　所）
（役職名）
（氏　名）

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　依頼項目　（型式鑑定試験に係る依頼、型式変更鑑定試験に係る依頼、更新に係る依頼、個別鑑定に係る依頼、合格証票原版貸出に係る依頼、苦情処理・事故報告管理方法書に係る依頼）

２　依頼細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種別

３　変更理由

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　該当する依頼項目を○で囲むこと。
３　依頼細目は、限定した受検場所又は種別のみの委任を行う場合に記載すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第３１号（第３２条関係）

氏名等（名称、代表者の氏名、住所）変更届出書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

下記のとおり氏名（名称、代表者の氏名、住所）を変更したので届出ます。

記

旧

新

添付資料

部

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。

別記様式第３２号（第３３条関係）

過誤納金還付届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

下記の依頼に伴い　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から振り込みました手数料　　円は、過誤納でしたので、過誤納金　　円を　　銀行　　支店（普通預金・当座預金口座、口座番号　　名義　　）振り込みにより還付してください。

記

１　区　　分　（型式鑑定試験・型式変更鑑定試験・更新・個別鑑定・　　）

２　依頼書受付　　年　　月　　日（第　　号）

３　種　　別

４　型　　式

５　型 式 番 号　（型式変更鑑定試験又は個別鑑定の場合に限る。）

６　数　　量　（個別鑑定の場合に限る。）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

別記様式第３３号（第３３条関係）

過誤納金還付届

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

　　年　　月　　日に　　銀行　　支店から別添の振込票のとおり振り込みました　　円は、過誤納でしたので、下記により還付してください。

記

１　取引銀行　　銀行　　支店

２　口　　座　　普通預金・当座預金口座、口座番号　　、名義

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳＡ４とすること。
　　２　この様式は、協会に依頼を行っていない場合に用いること。
　　３　振込票を添付すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会

別記様式第３４号（第３６条関係）

外国における鑑定等の実施に係る契約書（例）

収入印紙

日本消防検定協会理事長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○株式会社代表取締役○○○○（以下「乙」という。）は、外国における試験、個別鑑定等の実施に係る旅費その他必要な事項に関して、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が定める鑑定業務規程（以下「業務規程」という。）第３６条に基づき、本邦の地域内の場所以外の場所における初回調査、検査設備等の調査及び個別鑑定（以下「鑑定等」という。）に係る旅費、その他必要な事項に関する事項を定めるものとする。

（契約の対象となる種別及び型式）

第２条　本契約の対象となる種別及び型式は、次に掲げるものとする。

(1) 種　別：○○○○

(2) 型　式：別紙による

※　なお、別紙の型式等の変更等は、甲が第７条第２項に基づく書類の提出時に行い、乙は、これを確認し保管するものとする。

２　本契約の対象とする前項の製品は、本邦への輸出を目的としたものに限定する。

（鑑定等を行う受検場所）

第３条　本契約の対象となる鑑定等の受検場所は、次の場所とする。

(1) 住　所

○○○○

(2) 法人名

○○○○

(3) 代表者名

○○○○

（鑑定等実施の保証）

第４条　乙は、前条に掲げる受検場所において、協会職員（以下「検査員」という。）による鑑定等の行為が適正に実施できることを保証する。この場合において、鑑定等の行為には、業務規程、鑑定細則等で定める鑑定等の行為、検査設備の検査、

製造工程及び社内検査体制等の調査並びに検査員が必要と認める鑑定上の行為が含まれるものとする。

2　乙は、前条で定める受検場所における検査員の鑑定等の行為が、○○○○国の法令及びその他の規制に抵触しないものであることを確認する。

規制内容に変更があった場合も同様とする。

3　乙は、前項の確認結果を甲に対して、乙の記名捺印ある書面で本契約による第１回目の鑑定等実施日の少なくとも１ヶ月前までに提出するものとする。

4　乙は、第９条第４項第４号により乙が提供する移動に伴う検査員の安全を保証するものとする。

（鑑定等で使用する言語）

第５条　鑑定等で使用する言語は、日本語とする。

（鑑定等に係る責任者）

第６条　乙は、第２条で定める○○○○の鑑定等において必要な知識を有し、かつ、技術的対応、品質管理に責任を有する者（以下「鑑定等の責任者」という。）を選任し、あらかじめ甲に書面で知らせるものとする。この場合、当該責任者は乙の職員でなければならない。

2　乙は、鑑定等の開始から終了に至るまで、当該鑑定等の責任者を立ち会わせるものとする。

3　乙は、鑑定等の責任者を変更する場合、甲に対して速やかにその旨を書面で知らせるものとする。

4　乙は、甲の派遣する検査員が必要に応じて鑑定等の責任者と連絡が取れるように連絡体制について事前に整備し、書面で知らせるものとする。

（鑑定等の実施計画）

第７条　乙は、業務規程で定めるところにより鑑定等の実施希望を申し出る場合、鑑定等の行為が滞りなく終了するよう時間に十分な余裕を持って日程を計画するものとする。なお、１日の鑑定等実施時間は、午前９時から午後５時（途中１時間の昼食休憩を含む。）までとする。

2　甲は、乙が鑑定等の実施希望を申し出た場合、当該鑑定等の日程を決定後、乙に対して当該日程（以下「鑑定等実施予定日」という。）、検査員の人数及び○○空港から宿泊施設までの交通手段を知らせるものとする。

3　甲が、１回の鑑定等の実施につき派遣する検査員の数は、２人とする。ただし、試験等の依頼内容により甲が必要と認める場合には、乙と協議のうえ当該人数を増員することができるものとする。

（個別鑑定の保留）

第８条　あらかじめ定められた日程内で鑑定等が終了しない場合、原則として当該個別鑑定の判定は保留扱いとする。この場合において、当該個別鑑定の保留により乙

に生じる一切の損害につき、甲はその責を免れるものとする。また、甲は、次条第２項により乙が甲に対して支払った経費を返還しないものとする。

２　前項で保留とした○○○○は、次回改めて受検するものとする。ただし、保留となった日より６ヶ月以内に受検しない場合又は契約の有効期限を経過した場合には、当該個別鑑定の判定を不合格として取り扱うものとする。

３　第１項にかかわらず、乙の申し出により、甲が当該鑑定等の日程の延長が可能であると認めた場合には、当該鑑定等の日程を延長することができる。この場合において、乙は、次条第３項で定める追加経費を負担するものとする。

（負担の額）

第９条　乙は、協会が定める試験及び個別鑑定の手数料とは別に、甲が行う鑑定等に要する次項に定める経費及び第４項に定める航空運賃等を負担するものとする。

２　第３条に定める受検場所への派遣１回検査員１人につき乙の負担する額（以下「負担額」という。）は、鑑定等の実施予定日数が１日の場合、消費税込みで○○○○○○○円とする。

なお、鑑定等の実施予定日数が１日を超える場合には、１日につき消費税込みで○○○○○円を加算した額とする。

３　甲は、前条第３項に定める鑑定等の日程延長を行った場合、当該鑑定等終了後、乙が負担する追加経費の額（以下「追加負担額」という。）を請求するものとする。ただし、当該追加負担額は､延長１日につき検査員１人当たり消費税込みで○○○○○円を超えない額とする。

４　乙は、次の各号に掲げる区分に応じ、経費を負担するものとする。

(1) 航空運賃　航空券（○○空港 ⇔ ○○空港）（日系航空会社に限る。）

(2) 空港諸税　出入国税、空港施設使用料、税関審査料、査証費用等その他支払いが義務付けられている費用

(3) 現地の移動に係る交通費　○○空港から○○経由○○駅までの交通費又は○○空港から宿泊施設の交通手段の提供及び宿泊施設と受検場所間の交通手段の提供

５　乙は、第７条第３項のただし書により検査員の数を増員することにより生ずる場合の経費を負担するものとする。

（支払い方法）

第１０条　乙は、前条第２項及び第５項で定める負担額を鑑定等実施予定日の１０日前までに甲の指定する銀行に振り込むものとする。

２　乙は、前条第３項により発生した甲による追加負担額の請求後、３０日以内に甲の指定する銀行に振り込むものとする。

３　乙が前条第４項の航空券等を直接支給する場合にあっては、航空券等は鑑定等実施予定日の１０日前までに甲に届くようにするものとする。

（鑑定等の中止等）

第１１条　甲は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、航空会社・宿泊施設等の業

務停止、その他やむを得ない事由が生じ鑑定等の実施が困難となった場合においては、これらの事由が解消するまでの間、鑑定等を中止することができる。

2　甲は、乙が前条第１項又は第３項に反する場合、当該鑑定等を中止することができる。

3　乙が鑑定等の中止をする場合には、甲に対してその理由を説明したうえで当該鑑定等を中止することができる。この場合において、当該鑑定等の中止により、甲に損害が発生した場合には、乙は甲の当該損害額を負担するものとする。

4　乙において第４条から第６条までに反する行為があったときは、検査員は鑑定等の責任者に当該行為を指摘したうえで、当該鑑定等を即時中止することができる。

5　前項の定めに基づき鑑定等の即時中止を行った場合、当該鑑定等の中止により乙に生じる一切の損害につき、甲はその責を免れるものとする。この場合、甲は、第９条第２項及び第４項により乙が甲に対して支払った負担額は返還しないものとする。

6　第７条第２項で連絡した検査員が事故、病気等で受検場所に到着できない事態が生じるなど、甲に帰すべき責により鑑定等を中止する場合、甲は鑑定等の延期の措置について乙と協議するものとする。この場合において、当該鑑定等の延期により第９条に係る負担額について、乙に損害が発生した場合には、甲は乙の当該損害額を負担するものとする。

（納入した負担額の返還等）

第１２条　甲は、前条第１項又は第２項の場合において、その鑑定等の中止により乙に生じる一切の損害につき、その責を免れる。乙が、既に甲に対して負担額を納入している場合には、甲は、当該負担額を乙に対して返還するものとする。ただし、当該鑑定等のために検査員が日本を出国した後に乙が中止を決定した場合には、当該負担額は返還しないものとする。

2　前条第３項の場合において、乙が、既に甲に対して負担額を納入している場合には、甲は、当該負担額から当該損害額を差し引いた金額を乙に対して返還するものとする。

なお、乙が、甲に対して負担額を納入していない場合には、甲は当該損害額を乙に対して請求するものとする。

3　前条第６項の場合において、乙は、当該損害額を甲に対して請求するものとする。ただし、第９条第４項の航空券等に係る経費のうち、支給された航空券について搭乗日の変更ができない場合に伴う損害額は乙の負担とする。

（損害の賠償）

第１３条　乙が業務規程又は本契約の条項を守らなかったことにより、甲が損害を被った場合は、甲は乙に対して損害の賠償を請求することができる。

（契約の有効期間及び再契約の申し出）

第１４条　本契約は、契約締結日から２年を経過する迄の間効力を有するものとする

。

２　乙が本契約の有効期間経過後、引き続き外国における鑑定等の実施にかかる契約を再度締結することを希望する場合は、乙は本契約締結日から２年を経過する２ヶ月前までに文書（正副２部）で甲に申し出るものとする。

　なお、乙が文書を提出する際には、第４条第２項の規定による確認結果を添付するものとする。

３　甲は、日本国又は○○○○国及び○○市における法令及びその他の規則等の変更により、今後も継続して鑑定等を実施することが困難と判断されるときは、再契約を受諾しないものとする。

（契約の解除）

第１５条　甲において本契約条項の一つにでも違反したときは、乙はなんらの催告の手続きを要せず本契約を解除することができる。

２　乙において本契約条項の一つにでも違反したときは、甲はなんらの催告の手続きを要せず本契約を解除することができる。

（契約条項の変更）

第１６条　この契約条項の変更は、甲及び乙の記名捺印ある書面によってのみなされるものとする。

（疑義の解釈）

第１７条　この契約に定めない事項その他この契約に関し生じた疑義については、甲乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

　前記契約締結の証として本書２通を作成し、双方記名捺印のうえ各自１通を保有する。

　　平成　　年　　月　　日

甲　　東京都調布市深大寺東町４丁目３５番地１６
　　日本消防検定協会
　　理　事　長　○○○○　印

乙　　○○○○○
　　○○○○株式会社
　　代表取締役　○○○○　印

別記様式第３５号（第３６条関係）

事前審査依頼書

年　　月　　日

日本消防検定協会　殿

依頼者
住　　所
氏　　名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）印
電話番号

鑑定業務規程第３６条第３項に基づき、下記について事前審査を依頼します。

記

１　検査設備等（種別：　　）

２　品質管理方法

３　その他

（　　）

備考１　この用紙の大きさは、ＪＩＳ　Ａ４とすること。
２　代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名（法人にあっては、その名称又は代表者氏名）を依頼者の下に併記すること。
３　事前審査依頼にあたっては、該当する番号について○で囲み、附表第３に規定する該当書類を添付すること。

[転載禁止]鑑定業務規程(H21-10-28制定)　日本消防検定協会